

(案)

安平町総合計画

後期基本計画



平成 年 月

北海道安平町

平成24年11月26日現在

目 次

第1章	生活重視のまちづくり	
第1節	魅力あふれるまちづくり	1
1	豊かな自然環境の保全と活用	1
2	快適な生活環境の形成	5
3	うるおいのあるまちづくりの推進	10
4	道路・交通網の整備	13
5	情報通信基盤の整備と情報の共有化	17
第2節	安心を大切にすまちづくり	20
1	地域ぐるみでの子育て支援の充実	20
2	保健・医療体制の充実	23
3	福祉体制の充実	27
4	消防・救急体制の充実	36
5	防災・国民保護対策の推進	39
6	防犯・交通安全対策の推進	43
第2章	恵まれた立地条件を活かしたまちづくり	
第1節	元気あふれるまちづくり	46
1	農林業の振興	46
2	工業の振興	54
3	商業の振興	57
4	観光の振興	60
5	新たな地域産業の創出	65
6	地域エネルギー対策	69
第2節	良質な住宅の確保	71
1	安価で良質な住宅の確保	71
2	定住促進対策	74
第3章	豊かなこころを育む学びのまちづくり	
第1節	一人ひとりの個性や可能性を伸ばすまちづくり	77
1	個人を尊重する成熟したまちづくり	77
2	就学前教育・学校教育の充実	80
第2節	生きがいのあるまちづくり	86
1	生涯学習の充実	86

第4章	住民と行政の協働によるまちづくり	
第1節	信頼されるまちづくり	93
1	コミュニティの活性化	93
2	住民参加によるまちづくりの推進	97
第2節	効率的・効果的な行財政のしくみづくり	102
1	行財政改革の推進	102
2	広域行政の推進	110

第1章 生活重視のまちづくり

第1節 魅力あふれるまちづくり

1 豊かな自然環境の保全と活用

現状と課題

(土地利用計画に基づいた自然環境の保全)

- 安平町における土地利用については、安平町総合計画基本構想において、その基本的な方向性が示され、そして、国土利用計画法に基づく「国土利用計画」及び土地基本法に基づく「土地利用計画」、都市計画法に基づく「都市計画マスタープラン」などに基づき利用されています。
- 都市計画区域及び用途地域が設定されている早来地区は、これまで市街化区域の設定と用途地域の指定により無秩序な開発を抑制できましたが、一方では、市街化調整区域に建設された公共施設の用途変更に制限があるなど、地域が望む土地利用や施設利用が出来ないという弊害が生じています。

(安平町環境基本条例に基づく環境の保全)

- 本町では、環境に係る基本理念や町・事業者・町民の責務を明記した「安平町環境基本条例」が制定されていることから、安平町環境基本条例の基本理念に基づく具体的な環境施策の体系やそれぞれの役割を示すことが必要となっています。

(自然環境の保全に向けた一人ひとりの取り組み)

- 地球温暖化が原因ともいわれているゲリラ豪雨や竜巻の発生などにより、二酸化炭素の抑制など環境に対する意識は高まりつつあり、これを機に低炭素社会（注）の構築に向けた取組を引き続き継続する必要があります。加えて、2011年3月11日に発生した東日本大震災（注）や福島第1原子力発電所の事故（注）などから、より一層この身近にある自然環境の大切さや普段の生活のありがたみを痛感したものと推測され、節電などをはじめとするこれまでの生活の見直しを含め身近に出来る取組を一人ひとり行うことが必要となっています。
- 町内を見渡して見える緑、森林などは、安平町の貴重な財産であり、ここから生まれる「水」は生活や経済活動において欠かすことのできない生命の源であることから、森林面積の確保や河川の水質改善に向けた取組みを継続して行っていく必要があります。また、このように良好な自然環境を守りつつ、再生可能エネルギー（注）の導入を進めていく必要があります。

(自然環境の活用によるまちづくりの推進)

- 鹿公園やときわ公園など多くの樹木を有する公園や森林などは、精神的癒しの場としての利活用が可能であり、また、自然に触れ親しむ体験活動の場として、そしてモ

ラルを学ぶ場としてなど、自然環境を利活用しつつ自然と人とが共存できるまちづくりを進めることが必要となっています。

基本方針

■「自然環境の保全と活用」

- 町土は、現在から将来における町民のための限られた資源であり、生活及び経済活動の基盤であることを再認識し、長期的な視点に立って自然環境に負荷の少ないまちづくり及び土地利用を推進し自然環境の保全に努めます。
- 本町の貴重な自然環境を守るため、「安平町環境基本条例」に基づき、町及び事業者、町民がそれぞれの責務を示した行動計画の普及・啓発により低炭素社会の構築を進めます。
- 町民の共通の資源である「安平川」において稚魚の放流や浄化活動、グリーンダムにおける植樹など自然環境を守る取り組みを推進するとともに、この自然を癒しの場として利用するなど自然環境を利用したまちづくりを推進します。

施策の体系

■「豊かな自然環境の保全と活用」

□自然環境の保全

- ◆土地利用方針等の推進
- ◆都市計画区域の変更、見直し検討
- ◆環境基本条例の推進による自然環境の保全
- ◆再生可能エネルギー等の導入による自然環境の保全
- ◆緑化の推進
- ◆自然環境を守る活動の支援

□自然環境の活用によるまちづくりの推進

- ◆あびらエネモの森づくりとグリーンダム整備事業の推進
- ◆瑞穂ダム周辺整備の推進

主要施策

(1) 自然環境の保全

① 土地利用方針等の推進

本町の土地利用については、安平町総合計画基本構想に基づく「森林・農地・住宅地・商業地・工業地」の5つの土地利用区分の方針により推進するとともに、都市計画マスタープラン、新たに策定する国土利用計画（安平町計画）、安平町土地利用計画

に基づき推進します。

② 都市計画区域の変更、見直し検討

都市計画区域の区域区分設定については、設定当時とは社会情勢が変化しており、定住化や地域活性化を図ろうとするときに区域区分が障害となるなど、各取組事業に影響を与えることもあることから、庁舎内プロジェクトチームにおいて都市計画区域の変更や見直しの可能性、その必要性等について検討していきます。

③ 環境基本条例の推進による自然環境の保全

安平町環境基本条例の基本理念に基づき策定する「安平町環境行動計画」により、安平町及び事業者、町民の役割の啓蒙普及と実践により、自然と共生する良好な環境の実現を推進します。

④ 再生可能エネルギー等の導入による自然環境の保全（重点施策）

太陽光発電の普及推進や新たなエネルギーの導入に向けた調査・研究を行い、二酸化炭素の抑制に向けた低炭素社会の構築を推進します。また、二酸化炭素を早期に大規模な削減を可能とし温暖化対策として有用な大規模実証試験が苫小牧沖で実施されることから、苫小牧 CCS（注）促進協議会への参加など情報の収集に努めます。

⑤ 緑化の推進

国土利用計画（安平町計画）及び安平町土地利用計画に基づく土地利用を推進するとともに、公園緑地や街路の樹木の適切な管理に努めます。また、自治会・町内会等で行われている花壇の植栽や町内各団体の協力により行われているビューティーサポート R234 事業などを支援し緑地の確保に努めます。

⑥ 自然環境を守る活動の支援

安平町マチおこし研究所が行っている「水質浄化」「魚・魚卵の放流」などの活動、学校のドングリの子孫を残す会における植樹、体験学習等の活動を支援します。

（2）自然環境の活用によるまちづくりの推進

① あびらエネモの森づくりとグリーンダム整備事業の推進

◆あびらエネモの森づくり

グリーンダムの植樹について、ほっかいどう企業の森林づくり制度の活用を図り、北海道電力(株)により 5 年間で 10 万本のカラマツ苗木の植樹が行われ、「あびらエネモの森」の整備が進み、平成 28 年 12 月まで下草刈りなど管理が行われることとなっており、活動を支援します。

◆グリーンダムの整備（重点施策）

「あびらエネモの森」づくりによる植樹活動等により、グリーンダムの目的である「緑（森林）」による保水力機能強化が進められることとなり、加えて二酸化炭素の吸収など地球温暖化防止に寄与する貴重な場所となることから、ここを環境学習体験の場として、そして町民相互の交流の場として将来的に活用できるよう「グリーンダム構想（注）」に基づいた整備計画の策定を検討していきます。

② 瑞穂ダム周辺整備の推進（重点施策）

瑞穂ダム周辺は、住民有志によってイベントや交流事業など、自然環境を活かした取り組みが行われていることから、このような取り組みや活動を側面的に支援します。

また、瑞穂ダム周辺を含めた有効活用として、カヌー保管庫の設置による地元クラブの練習環境の整備や、みずほ館を活用した地域活性化へ向けた取り組みを支援します。

このように瑞穂ダム周辺で行われている活動を含めて、連携しながら一体となった取り組みを検討していきます。

第1章 生活重視のまちづくり

第1節 魅力あふれるまちづくり

2 快適な生活環境の形成

現状と課題

(簡易水道)

- 安平と東早来の未給水地域の一部は区域を拡張し給水を開始しましたが、本町の水道普及率は82.12%（平成22年度末）と全国平均（平成22年度97.5%）を大幅に下回っており、水道未普及地域が多く存在します。また、設置から30年を超える施設も多く施設の老朽化も問題となっています。
- 国庫補助制度の一部改正により、小規模な簡易水道事業については統合計画を策定し厚生労働省の承認を得ることにより、簡易水道事業の対象となることから、本町も統合計画を策定し引き続き補助事業の活用が可能となっています。
- 簡易水道の統合に合わせ、水道料金についても段階的に統一していく必要があります。また、簡易水道を統合すると、給水人口の規模が5千人を超えるため簡易水道事業から水道事業へ移行し地方公営企業法が適用となります。
- 既存の水道水源の水質問題などに対応し、地域内における新たな水源の確保に努める必要があるとともに、水源地となる森林を守るための新たな取り組みを検討する必要があります。
- 道内市町村においては、利用目的が明らかでない海外資本による森林買収の事例があることから、本町においても水源となっている森林を保全するための手立てが必要と考えています。

(下水道)

- 清潔で快適な生活の維持と環境保全を図るため実施している下水道事業については、追分市街及び早来市街では供用開始から、それぞれ10年、7年が経過し、安平川の水質も改善されつつあります。遠浅市街地と安平市街地については、平成23年度末に供用開始となり安平川のさらなる水質の改善などが期待されます。
- 公共下水道の区域外となっている農村地区などの生活排水等の処理については、水質汚濁の防止など環境保全を図るためにも合併処理浄化槽の普及と整備を進める必要があることから、設置費の助成を行っています。
また、合併処理浄化槽の設置が難しい高齢者等に対応し、低廉で導入しやすくしかも浄化能力のある新技術などの調査・研究を行って行く必要があります。

(ごみ対策)

- 一般廃棄物の処理は、広域処理により苫小牧市に委託し、可燃ごみの焼却灰も苫小牧市において埋め立て処理されています。これまで、ごみの減量化や資源化として再利用を進め、平成 22 年 4 月からはプラスチックの資源収集を開始しましたが、更なる減量化、資源化を推進する必要があることから、古着・古布の回収と小型電子・電器機器の回収を始めました。今後は、更なるごみの減量化とリサイクルの推進及び排出量に応じた費用負担の公平化を図るため、平成 25 年 7 月より家庭ごみの有料化を開始します。
- 一方、家庭ごみが有料化された場合、不法投棄の増加が懸念されることから、「ごみ分別マスター」や「さわやか環境マスター」の協力を得ながら適正な排出に向け巡回活動を強化する必要があります。

(墓地等の整備)

- 斎場（火葬場）の使用料は、その区分や減免規定、使用料が早来斎場と追分斎場で異なっていたため、合併時の事務事業調整の結果に基づき、平成 24 年 4 月 1 日より使用料を統一しました。
また、これら斎場（火葬場）については、施設の長寿命化を図るため、計画的な修繕が必要となっています。
- 墓地は、排水対策などの環境改善や駐車場などの整備が必要となっているとともに、追分墓地については用地の造成を検討する必要があります。

基本方針

- 「安全な水の供給と衛生的な生活環境の形成」
 - 生活及び経済・生産活動に欠かすことのできない水については、計画的な施設整備による未給水区域の解消や老朽施設の改善、安定した水源の確保と保全、安全な水の供給に努めます。
 - 下水道事業の計画的な実施や合併浄化処理槽の設置費支援等により、衛生的で快適な生活環境の維持に努めます。
 - 家庭ごみの有料化については、説明会等を開催し住民の理解を得ながら進め、ごみの減量化、資源化を推進します。

施策の体系

- 「快適な生活環境の形成」

- 水道施設の整備等
 - ◆水道施設の整備
 - ◆飲雑用水道施設の整備等
 - ◆健全な水道事業会計の推進と水道料金の格差解消
 - ◆水源の確保と保全
- 下水道施設の整備等
 - ◆下水道事業の計画的な実施と普及率の向上
 - ◆合併処理浄化層の設置支援や新たな設備等の調査・研究
- 廃棄物（ごみ）対策の推進
 - ◆家庭ごみの有料化の実施
 - ◆不法投棄対策
 - ◆資源物の回収推進
- 斎場の計画的な修繕と墓地等の整備
 - ◆斎場の計画的修繕
 - ◆墓地等の整備

主要施策

（１）水道施設の整備等

① 水道施設の整備

未給水地域については、財源の確保に努め、簡易水道統合計画に基づき未普及地域の整備に努めます。また、老朽化した水道施設については、財政運営と整合を図りながら更新計画を策定し整備に努めます。

② 飲雑用水道施設の整備等

追分地区農村地域の飲雑用水道については、施設の老朽化が進んでいることから、道営事業を活用した施設整備を進めます。

早来地区の雑用水道は、施設の老朽化と水質の問題があることから、順次水道へ切替を行い安全安心な水の供給に努めます。

③ 健全な水道事業会計の推進と水道料金の格差解消

国庫補助制度の一部改正に伴い策定した簡易水道事業統合計画に基づき、平成 24 年度から公営企業会計を導入し、早来地区及び追分本町地区、明春辺地区の簡易水道を統合し上水道への移行に向けた準備を進めます。また、それとともに段階的な料金改定により水道料金の統一を目指します。

④ 水源の確保と保全

新たな水源の確保については、地域内での取水を基本としながらも地域外からの受水協議も含めて調査・検討を行います。また、既存の水源については、現在、北海道

が検討している「北海道水資源の保全に関する条例」に基づく水源保全地域の指定など、水源の保全に向けた取り組みを検討します。

(2) 下水道施設の整備等

① 下水道事業の計画的な実施と普及率の向上（重点施策）

清潔で快適な生活と移住定住化を促進するためにも、公共下水道事業等の計画的な実施に努めるとともに、公共施設への計画的な接続と広報紙等における工事費等助成制度の周知により普及率の向上に努めます。

② 合併処理浄化槽の設置支援と新たな設備等の調査・研究（重点施策）

農村地区などの生活排水処理は、水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置する費用の助成を引き続き行い支援します。

また、助成制度があっても設置ができない場合や、助成期間終了後の対策に向け、低廉かつ浄化機能が備わった新たな設備や技術について調査・研究を行います。

(3) 廃棄物（ごみ）対策の推進

① 家庭ごみの有料化の実施

ごみの減量化と資源化については、広報等を通じた分別ルール¹の周知と「ごみ分別マスター」の協力により取り組みを継続するとともに、平成 25 年 7 月から導入する家庭ごみの有料化については、住民説明会等を行い住民理解のもとに有料化を導入します。

また、有料化に伴い新たに紙類の資源化を図るとともに、乳幼児の養育保護者及び在宅高齢者、しょうがい者の介護者を対象とした負担軽減措置として、指定ごみ袋の現物支給にも取り組みます。

② 不法投棄対策

家庭ごみの有料化に伴い不法投棄が増加するものと考えられることから、「さわやか環境マスター」をはじめ地域住民や関係機関と連携し監視活動を強化します。

③ 資源物の回収推進

使わなくなった古着などを有効活用したり、携帯電話やデジタルカメラなど身の回りの小型電子・電器機器から金属・レアメタル（注）などを回収・再利用するため、公共施設に回収箱を設置し資源物の回収を引き続き行い循環型社会の構築を目指します。

また、紙類の資源化に取り組みます。

(4) 斎場の計画的な修繕と墓地等の整備

① 斎場の計画的修繕

斎場については、利用者の利便性確保と火葬時等のトラブルを未然に防ぐため、計画的な修繕を行い施設の長寿命化を図ります。

② 墓地等の整備

町内に所在する墓地については、将来的に新たな区画の造成が必要であり、用地の取得、排水処理対策、駐車場の整備なども含めて、整備計画を策定し計画的な墓地及び付帯する施設の整備に努めます。

第1章 生活重視のまちづくり

第1節 魅力あふれるまちづくり

3 うるおいのあるまちづくりの推進

現状と課題

(公園・緑地の整備)

- 本町には、アスレチック遊具 (注) や ドッグラン (注)、日本最古の保健保安林を有する「鹿公園」や、多様なスポーツ施設を集積した都市計画公園の「ときわ公園」などの大規模な町を代表する公園があり、その他、身近にある遊び場として「街区公園」や「児童公園」など比較的小規模な公園もあり、少子化により利用者の減少はあるものの定住促進を進めるためには必要な施設です。
- 今後も引き続き子どもたちが安心して利用できるよう、公園及び遊具の適切な維持管理に努めるとともに、計画的な維持補修と遊具パトロールなど協働による公園の維持運営を進める必要があります。
- 緑地については、鹿公園やときわ公園、各種公園の緑地の適切な管理とグリーンダムや瑞穂ダムにおける植樹などを行い、適切な土地利用を推進し緑地を保全しています。
- また、ビューティーサポート R234 事業、自治会・町内会などが行っている植花、花壇づくり、地域の実行委員会が行っているアイスキャンドルなどの取組により、美しいまち並みづくりが行われています。
また、追分市街地の商店街は、中心市街地を整備する際に、市街地の景観にも配慮したまちづくりが行われています。

基本方針

- 「魅力あるまちづくりの推進」
 - 公園などを計画的に整備するとともに、子どもたちが安心して遊ぶことができる遊具の設置や適切な維持管理により、地域に親しまれる公園整備に努めます。
 - 「鹿公園」及び「ときわ公園」を中心とした周辺地域の豊かな自然環境の保全に努めるとともに、市街地の街路樹や農村地域の並木の整備などにより緑化の保全を推進します。
 - まちの景観形成を進めるため、地域住民が行う植花、アイスキャンドル作りやイルミネーション作りなどの活動を支援するとともに、公共施設等を案内する看板類については、統一した基準を設けるなど地域景観の形成に努めます。

施策の体系

■「うるおいのあるまちづくりの推進」

- 公園・緑地の整備
 - ◆公園の整備充実
 - ◆緑地の整備推進
- 美しい地域景観の形成
 - ◆美しい地域景観の形成
 - ◆統一した景観基準の作成

主要施策

(1) 公園・緑地の整備

① 公園の整備充実

◆鹿公園、ときわ公園の機能充実

アスレチック遊具やドッグランの整備を行ってきた「鹿公園」については、利用状況の動向を見ながら、新たなトイレや街路灯整備を検討します。

また、スポーツ施設やキャンプ場と一体となっている「ときわ公園」についても、既存設備の計画的な更新や修繕等を行いながら、町内外からのお客様の利用を促します。

◆「鉄道文化公園（仮称）」の整備検討

鉄道や農業を核として発展してきた本町にとって、「鉄道の歴史」は固有で尊い文化として息づいています。鉄道文化の継承をはじめ多目的な機能を兼ね備えた「鉄道文化公園（仮称）」の整備については、策定を進めている構想内容を踏まえて、関係団体や町民の意見を聞きながら、慎重に検討を進めます。

◆公園の整備充実

町内の公園施設については、子どもたちが安心して遊べるよう「遊具パトロール隊」からの情報などを基に遊具の補修等を行うとともに、通常の修繕や施設の新設などは年次計画を策定し計画的に整備を進めます。

また、避難場所となっている公園については、車イスなどバリアフリー（注）型のトイレの整備などを検討し避難場所としての機能も維持するよう努力します。

② 緑地の整備推進

鹿公園やときわ公園をはじめとする公園の緑地や街路樹などの緑地など街中及び周辺の緑地を保全し、生活に潤いと安らぎを与えられるよう適切な管理に努めます。

(2) 美しい地域景観の形成

① 美しい地域景観の形成

これまで地域住民や企業の協力により実施している「ビューティーサポート R234 事業」や自治会・町内会などが行っている「植花」、「花壇づくり」、地域の実行委員会が行っている「アイスクャンドル」や商店街等の市街地で行っている「イルミネーション」など住民が主体となった取組を今後も継続し地域の美しい景観形成を支援していきます。

② 統一した景観基準の作成

統一感のある景観は町のイメージアップにもつながることから、公共施設を案内する看板については、形状や外国語を表記するなど統一した基準を設け計画的に設置し景観の形成に努めます。

第1章 生活重視のまちづくり

第1節 魅力あふれるまちづくり

4 道路・交通網の整備

現状と課題

(道路の整備)

- 本町には、一般国道 234 号が苫小牧市から岩見沢方面へ南北に縦貫し、これに交差する形で東西に高速自動車国道「道東自動車道」が横断して国道 234 号を補完し近隣市町を結ぶ道道 9 路線と繋がっています。
- 国道 234 号は、これまで交通事故が多く発生し、特に遠浅市街地と新栄地区については事故が多いため、この 2 区間については北海道開発局が平成 22 年 12 月に公表した「事故危険区間リスト」に登載されており、交通安全対策が必要な区間であるとともに、4 車線化拡幅事業が強く望まれています。また、安平市街地の国道についても拡幅の要望があるとともに、追分地区のバイパスについては、特に冬期間に国道から町道などへ曲がる際の追突事故が危惧され何れも拡幅整備や拡幅までの暫定的な対策が必要な箇所となっています。
- 道道についても、観光ルートや産業道路として利用されている道道豊川停車場線や過去に死亡事故が発生した道道舞鶴追分線の歩道整備などが求められています。
- 町道の整備は、住民の声を聞きながら計画的に進めてきましたが、未整備となっている路線もあることから、引き続き財源を確保しながら、計画的に整備を行って行く必要があります。また、北海道が策定した「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づく緊急輸送道路(注)の整備や、これまで整備をした道路については、経年劣化や橋梁の老朽化などによる改修が見込まれています。
- 一方、本町における除雪体制については、迅速かつ効率的な対応を進めておりますが、除雪に関する「運行基準」や主要幹線道路・通学路を意識した「除雪の優先順位」などを町広報で引き続き周知しながら、除雪運行に対する住民の理解と協力を求めていく必要があります。

(公共交通の利便性向上)

- 安平町の公共交通は、鉄道及び路線バス、ハイヤー、町営バスの 4 種類の交通体系があります。
現在は、事業継承となっていますが、これまでにハイヤー会社の撤退問題等もあり、高齢化が進む中で今後さらに公共交通の役割が大きくなると考えられることから、各種機関、団体と連携し町内公共交通の在り方について協議を進めています。

- また、町が運行しているバスは、追分地区及び早来地区のそれぞれの地区内を運行する巡回バスと両地区間を結ぶ循環バスを無料で運行しており、町民からの要望を取り入れ現在の駐車場所となりましたが、利用者が少ないときには大型車両による非効率的な運行となったり、また、循環バスとあつまバス追分線との運行区間が一部重複していることもあり、デマンド交通（注）等を含めた公共交通システムの見直しを進めています。
- 苫小牧市や千歳市、札幌方面へのいわゆる都市間移動については、鉄道と路線バスにより通学や通勤、通院をしている状況から、過去に行ったアンケートの結果では、鉄道及び路線バスの千歳方面への増便拡充の声が多くあり、課題となっています。

基本方針

- 「安全な道路と利用しやすい交通網の整備」
 - 住民生活の安全性の確保や経済活動を助長するために必要となる国道や道道の整備を要望するとともに、町道及び橋梁の計画的な整備と長寿命化を図るための対策を計画的に進めます。
 - 住民の生活に大きな影響を与える公共交通については、各交通機関の乗り継ぎに配慮して利便性を高めるとともに、低炭素社会の構築に向けた公共交通施策の PR と新たな交通体系の検討を進め利用しやすい持続性のある公共交通の整備を目指します。

施策の体系

- 「道路・交通網の整備」
 - 道路の整備
 - ◆ 国道、道道の整備
 - ◆ 町道の計画的な整備
 - ◆ 緊急輸送道路の整備
 - ◆ 町道の除雪体制の維持
 - 公共交通の利便性向上
 - ◆ 鉄道及び路線バスの利便性向上
 - ◆ 町営バスの見直しとデマンド交通の導入

主要施策

- (1) 道路の整備
 - ① 国道、道道の整備

◆国道の整備促進

早来市街地の国道 234 号拡幅事業が完了したことから、遠浅地区及び安平地区、追分地区における 4 車線化拡幅事業の要望を行い、特に事故の多い遠浅市街地については、地域の期成会とともに連携し優先的に要望を行います。

◆道道の整備促進

道道の整備については、本町と日高方面を結ぶ豊川遠浅停車場線の整備と過去に死亡事故が発生している舞鶴追分線の歩道整備を要望します。また、源武・遠浅地区と千歳方面を結ぶ町道遠浅酪農 1 号線及び 2 号線の道道認定の採択を要望し広域的な道路網の整備を要望します。

② 町道の計画的な整備

町道の整備については、町道整備計画に基づき計画的な整備に努めるとともに、地域から要望のある富岡地区の農道整備については、道営事業としての実施を基本に事業推進に向けた要望を行います。

また、町道として管理をしている橋梁については、その半数近い橋が昭和 40 年代から昭和 50 年代までに架設されたもので老朽化が進んでいることから、橋梁の長寿命化計画を策定し橋梁の計画的な整備に努めます。

③ 緊急輸送道路の整備

北海道が策定した「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、安平町内の緊急輸送道路に指定された路線の計画的な整備に努めます。

④ 町道の除雪体制の維持

降雪積雪期の安全な道路環境（車道・歩道）を確保するため、町が保有する除雪機械と民間委託による除雪機械の確保等により体制を整え、迅速かつ適切な除雪に努めます。また、除雪の妨げとなる路上駐車禁止や各家庭における間口の除雪協力、除雪の出動基準などを周知し町民の理解と協力により冬期間の安全な道路環境を確保します。

(2) 公共交通の利便性向上

① 鉄道及び路線バスの利便性向上

本町における公共交通の主体となっている鉄道及び路線バスの利便性の向上については、千歳方面への増便要望の声があるものの、まずは、町内の交通体系を整理し、公共交通の乗り継ぎ改善や町営バスとの重複路線の整理などを行ったうえで増便等の要望を検討します。

② 町営バスの見直しとデマンド交通の導入（重点施策）

追分地区及び早来地区それぞれを運行している巡回バスについては、高齢者等交通弱者の利便性の確保と運行の効率化、環境への影響を考慮し、予約を受け乗車する方がいる時だけ有料で運行する「デマンド交通」の導入を行うとともに、車両を小型化しコストの抑制に努めます。

あわせて、商店街活性化や街なかに賑わいをもたらすことができるよう、商工関係団体をはじめ地元商店や事業所と連携した運営方式について検討します。

また、合併時から追分地区と早来地区の間を無料で運行している町内循環バスについては、将来的に持続可能な交通体系を確立するため、既存の地方路線バスの見直しと有料化を含めて、民間バス事業者による営業路線化へ向けた協議を進めていきます。

第1章 生活重視のまちづくり

第1節 魅力あふれるまちづくり

5 情報通信基盤の整備と情報の共有化

現状と課題

- インターネットや携帯電話などが急速に普及するなど高度情報化社会の進展に伴い、何時でも好きな時に情報を得て、容易に発信することが可能となり、日常の生活や経済・産業活動など様々な分野においてこれらが活用されています。
- 本町においても、まちの均衡ある発展と高度情報化社会の進展に対応し、情報通信技術を活用した行政サービスの向上や住民との情報共有を図るため、安平町の情報化施策を明らかにした「安平町地域情報化計画」を策定し地域の情報化を推進してきました。
- これにより、安平町内の全ての公共施設がネットワーク化され、小中学校ではパソコン教室の環境が整い、一般家庭のインターネット環境の悪い一部の地域などでは、町営のインターネットサービスを行うなど、安平町全体の情報化も大きく進展しました。
- 現在、開庁時間内に来庁出来ない方のために、事前に予約された場合に限り、平日夜間に証明書を受け取ることができるサービスも行っておりますが、町民サービスの充実を図るために証明書の自動交付機の設置について将来的な検討が必要です。
しかし、利用にあたっては住民基本台帳カードが必要となることや、国で審議されている「共通番号制度」の関係もあり、国の動向を注視する必要があります。

基本方針

- 「情報通信基盤の整備による住民サービスの向上」
 - 災害時においても的確に情報提供ができる「行政情報告知ネットワーク」の構築や平時においては双方向で利用が可能な情報通信基盤の整備を検討します。
 - 情報を共有化する手段として、これまでよりも利用しやすいホームページとなるよう改善します。

施策の体系

- 「情報通信基盤の整備と情報の共有化」
 - 情報通信基盤の整備
 - ◆ 行政情報告知ネットワーク構築事業

- ◆統合型G I S 整備事業
- 情報提供の推進
 - ◆情報提供の推進
- あびらネットへの加入促進
 - ◆あびらネットへの加入促進
- 証明書自動交付機の設置検討
 - ◆証明書自動交付機の設置検討

主要施策

(1) 情報通信基盤の整備

① 行政情報告知ネットワーク構築事業（重点施策）

風水害、地震、火山噴火などの天災や外国からの武力攻撃事態が発生した場合など不測の事態に対応し、住民の安全を守るためには、緊急時の情報を迅速かつ的確に全世帯へ伝達することが必要であるため、災害時に有効な情報伝達機器を整備し住民の安全確保に努めます。また、平時において一般的な行政情報の提供や住民から行政への伝達連絡手段として多目的に利活用できる機器の整備については、国の財政措置の動向を見極めながら継続して調査研究していきます。

② 統合型G I S 整備事業

地図情報と各種行政情報を一元化し、業務の効率化や住民サービスの向上を図るため、統合型G I S（注）の導入を引き続き検討します。

(2) 情報提供の推進

安平町の公式ホームページについては、町の最新情報や計画、議会中継などに加え、施設の予約状況の確認、図書館の蔵書検索や新刊の検索が可能となっていますが、利用する方がより使いやすくなるよう住民の声を聞きながら基本コンテンツ（注）の抜本的な見直しを行います。

また、民間放送局と連携し、地上波デジタル放送を利用した町の情報発信など新たな取り組みを推進します。

(3) あびらネットへの加入促進

あびらネット（注）は、利用者を増やししながら、料金の減額改定を行いますが、今後も引き続き利用者の確保と安定的なサービス運営に努めていきます。

(4) 証明書自動交付機の設置検討

証明書等の交付請求書への記載などの手続きの簡素化や待ち時間の短縮、開庁時間外でも発行ができるなど、町民サービスの充実を図るために証明書の自動交付機の設置を検討します。

しかし、利用するためには住民基本台帳カードが必要となることから、無料交付等で普及拡大を図る必要がありますが、税金と社会保障の個人情報を1つにまとめる「共通番号制度」の関係もあり、今後の国の動向を注視するとともに、導入に伴う財政負担も大きいことから費用対効果を含めて慎重に検討していきます。

第1章 生活重視のまちづくり

第2節 安心を大切にするまちづくり

1 地域ぐるみでの子育て支援の充実

現状と課題

(子ども・子育て新システム)

- 国では、子ども・子育てを社会全体で支援する包括的・一元的な新システムを検討しており、事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編し、幼保一体化を含めて、制度・財源・給付について包括的・一元的な制度として、基礎自治体である市町村が実施、国・道が制度を支える仕組みの構築を検討しています。

(保育サービス)

- 本町においては、安平及び遠浅、早来のへき地保育所3園を統合し、保育所及び幼稚園の機能を備えた「幼保連携型認定こども園」を平成22年度から開園し、安平及び遠浅の子どもたちは通園バスを利用し、以前から要望があった給食や一時預かり保育など多様な保育サービスを展開しています。
- しかし、入園児童については当初計画を上回り、また、多様な保育サービスを提供するためには、有資格者の確保が課題となり、これまでの短期的な任用では応募が少なく、正職員にした場合には職員が増加し職員適正化計画と相反することとなるため、構造改革特区制度（注）を活用し嘱託職員を確保しました。
- 追分地区については、民間保育園、町立の幼稚園と保育園の3つの施設において、保育・教育が行われていますが、施設の老朽化の問題や入園者の減少などから、これら施設の統廃合と追分地区認定子ども園の設置を検討する必要があります。

(母子福祉事業)

- 妊婦健診の受診費用の助成については、国の現行制度が平成24年度まで延長され、平成25年度以降は「子ども・子育て新システム」における基礎給付とすることで検討されています。
- 核家族化や地域社会の希薄化から、育児に対する不安や悩みを相談する窓口や、同じような悩みを抱えるお父さんやお母さん達の情報交換等を行える環境と体制が必要です。また、移住定住を進める中で、見ず知らずの町で暮らす不安解消のための窓口など体制の整備が必要です。

基本方針

■「保育環境の改善と子育て支援の充実」

- 多様化する保育サービスのニーズに対応できるハード及びソフト面における保育環境の改善とサービスの充実に努めます。

- 安心して子どもを産み育てられる町を目指し、子育ての不安を解消できる相談・支援体制を確保します。

施策の体系

■「地域ぐるみでの子育て支援の充実」

- 保育サービスの充実
 - ◆保育サービスの見直し
 - ◆追分認定子ども園の整備検討
 - ◆はやきた子ども園の民営化検討
- 母子福祉事業の充実
 - ◆妊婦健診の助成
 - ◆相談体制の整備
 - ◆ブックスタート事業の継続
 - ◆早期療育の推進
 - ◆特定不妊治療費の助成

主要施策

(1) 保育サービスの充実

① 保育サービスの見直し

核家族化や就労形態が変わりつつある中、また、移住定住の受入れ体制の整備として、一時預かりや休日保育を実施していますが、利用者の声を聞きながら、多様化するニーズに対応できる保育体制と環境を整備します。

② 追分認定子ども園の整備検討（重点施策）

追分地区の幼稚園及び保育園の認定子ども園化については、国が進めている「認定こども園の拡充」の動向を注視しながら、地域で望ましい就学前教育・保育のあり方を考え、認定子ども園の整備を検討します。

③ はやきた子ども園の民営化検討（重点施策）

はやきた子ども園については、構造改革特区を活用し地方自治法の特例により嘱託職員を確保し運営していますが、はやきた子ども園の民営化を検討し、平成25年度末を目途に一定の方向性を示します。

(2) 母子福祉事業の充実

① 妊婦健診の助成

妊婦健診の助成制度については、国から一定の方向性が示されたものの、平成 25 年度以降の取扱いについては「子ども・子育て新システム」の「給付」とすることで検討中となっていますが、国民の保健対策として国においてしっかりと財源措置するよう新制度の動向を見て必要に応じ国に要望を行います。

② 相談体制の整備（重点施策）

妊婦の健康相談や問題の早期発見、精神的な支援を行い安心して出産できるよう相談体制を確保します。また、同様に産婦や乳幼児の健康相談や発達相談などについても保健師による訪問活動を継続し体制を整え支援します。

また、子育てガイドブックを作成配布し、妊娠から出産、乳幼児期の食育（注）や町内の遊び場等の情報を発信していきます。

③ ブックスタート事業の継続

子どもを抱き親子が絵本を通じて言葉と心を通わせて子どもの発育に好影響を与え、親子・夫婦間での会話の機会を増やし家族の絆を深める「ブックスタート事業（注）」を継続します。

④ 早期療育の推進

早期療育については、子ども発達支援センターが就学前における早期療育の場として中心的な場となるよう、専門支援機関や学校等関係機関と連携するとともに、乳幼児相談や乳幼児健診などにより、子どもの成長に不安を持つ家庭の早期把握と状況把握に努めます。

また、支援を必要とする子どもについては、保健師による養育支援訪問活動を継続し、保育園・幼稚園から学校への引き継ぎについては、連携を図って一貫した支援体制の確立に向け努力します。

⑤ 特定不妊治療費の助成

特定不妊治療費については、北海道が助成する制度に上乗せする形で町独自の助成を実施しており、平成 24 年度から北海道の制度拡大に合わせて、助成上限額と一部助成回数を拡大しています。

第1章 生活重視のまちづくり

第2節 安心を大切にするまちづくり

2 保健・医療体制の充実

現状と課題

(健康増進対策)

- 国では、壮年期の死亡の減少や健康寿命の延伸及び生活習慣の改善に関する目標等を定めた「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）（注）」を策定し、生活習慣を改善して生活習慣病等を予防する「一次予防（注）」に重点をおいて国民の健康増進施策を講じており、本町においても、これらに基づき「健康あびら21」を策定し、特に壮年期の生活習慣病の予防を重点に置き、健康診査やがん検診、保健指導などを行っています。

- 町民の健康づくりは、生活習慣病などの予防のために実施している「健康診査」や結核検診、胃がんをはじめとする各種がん検診を行っています。この中で、早期発見、早期治療が有効な乳がん、子宮頸がん、大腸がん検診については、一定年齢に達した方を対象に国の補助制度を活用した無料クーポン券による受診率の向上を目指していますが、平成25年度以降の国庫補助については動向が不透明な状況となっています。

- 50歳以上の町民男性を対象に、町が独自に実施している前立腺がん検診については、医療機関の無償協力により行っています。

- 運動を取り入れた健康増進対策については、ほっとぬくもり運動クラブや水中運動教室など気軽に楽しみながら参加できる運動を取り入れ、健康づくりを進めています。
また、医療費の分析やその課題、保健指導と効果的な運動の実践など横断的な取り組みとして、「健康寿命延伸事業」を進めているところです。

(感染症予防対策)

- 感染症の予防のために実施している「予防接種」の中で、任意の予防接種となっている子宮頸がん及びヒブワクチン、小児用肺炎球菌の予防接種については、国庫補助により接種しやすくなっていますが、国は現在助成している3つの任意の予防接種を法定の予防接種の位置づけとなるよう検討しています。

- インフルエンザ対策については、予防接種法に定める主に65歳以上の接種対象者への接種費用助成を行っています。

- 北海道感染症予防計画に基づき、毎年小学3年生を対象に、また、5年に1度小学3年生以上の全町民を対象としてエキノコックス症検査を実施しています。

(地域医療対策)

- 本町の医療機関については、平成22年9月に1箇所の診療所が閉鎖となり、病院1ヶ所、診療所3ヶ所、歯科診療所4ヶ所で地域の第1次医療を担っており、地域住民からは将来的に地域医療の体制を危惧する声があがっています。
- 広域医療体制については、北海道医療計画において、比較的高度で専門性の高い入院医療サービスを提供する第2次医療圏と高度で専門的な医療サービスを提供する第3次医療圏の枠組みが示され、本町の第2次医療圏は、東胆振1市4町を区域とする東胆振圏に属し、第3次医療圏については、石狩・空知・後志、胆振・日高を区域とする道央圏に属しています。

基本方針

- 「保健活動及び健康づくりの推進と地域医療の確保」
 - 生活習慣病の予防など健康に対する関心と理解を深め、各種健診（検診）の受診率向上に努めます。また、専門的な見地から健康づくりのための対策を進め、医療費の抑制に努めます。
 - 現在の地域医療体制を確保し、将来的に医療過疎地域とならないよう対策を検討します。また、第2次医療圏など広域的な医療体制を持続するなど住民が安心して暮らせるよう努めます。

施策の体系

- 「保健・医療体制の確保」
 - 保健事業の推進
 - ◆ 次期健康増進計画策定と推進
 - ◆ 健康診査や各種検診、予防接種等の実施
 - ◆ 横断的な取組による医療費の抑制と健康づくり
 - ◆ 各感染症対策の実施
 - 医療体制の確保
 - ◆ 地域医療の確保
 - ◆ 広域医療体制の維持
 - ◆ かかりつけ医の確保
 - 医療制度の改革要望等
 - ◆ 医療制度の改革要望等

主要施策

(1) 保健事業の推進

① 次期健康増進計画の策定と推進（重点施策）

健康増進法に基づき国が策定した「健康日本 21」については、全体の約 6 割で改善の効果が見られたという最終の評価結果が示されました。

国の方針に基づき策定した「健康あびら 21」については、計画期間内は現行計画を推進し、計画終了後は速やかに評価を行い、国の動向を見ながら新たな計画を策定し、健康増進施策を推進します。

② 健康診査や各種検診、予防接種等の実施

生活習慣病を予防する健診や、早期発見・早期治療が有効な各種検診については、その重要性を啓発・啓蒙し、あわせて相談・指導体制を整え受診率の向上を目指すとともに、国の補助制度がある検診や任意の予防接種については、国の補助制度の動向などに注視し継続するかどうか検討し、町が独自に実施をしている前立腺がん検診についても医療機関の協力を得ながら継続して実施します。

また、口腔の健康については、「歯科口腔保健の推進に関する法律」が平成 23 年 8 月に公布され、歯科口腔保健の知識の普及・啓発や定期的な歯科検診の勧奨などの施策とともに、地方公共団体や国民の責務などが示されたことから、同法の理念に基づき、北海道では、「80・20 運動（注）」の推進と、「フッ化物洗口（注）」の取組を進めており、当町においても教育機関や医療機関などとの連携のもと、幼児から高齢者までの歯科口腔保健の推進に努め、町民が生涯にわたり健康な自分の歯で楽しく食事ができるよう取り組みを推進します。

③ 横断的な取り組みによる医療費の抑制と健康づくり（重点施策）

医療費の増加が顕著であることから、医療費の負担抑制と町民の健康づくりを効果的に進めるため、健康実態調査や医療費分析を行うとともに、健康福祉課と教育委員会事務局などが連携・協力し、効果的な運動の実施など専門家の協力を得ながら「健康寿命延伸事業」を継続します。

④ 各感染症対策の実施

新型インフルエンザ等新たな感染症対策については、国の動向を見ながら費用助成等の対応を含め検討していきます。

また、エキノコックス症検査においても、引き続き継続をしていきます。

(2) 医療体制の確保

① 地域医療の確保

地域に密着した初期医療については、1つの病院と3つの診療所、4つの歯科診療所で地域の医療を担っていますが、将来的に医療過疎の町とならないよう対策を研究していきます。また、地域における休日・夜間の医療体制については、現行の体制を

維持できるよう地域の医療機関の支援を継続していきます。

② 広域医療体制の維持

生活圏や経済圏の繋がりなどから、千歳市や苫小牧市に通院している町民も多いことから、今後も第2次医療圏における高度救急救命医療（2次救急）や高度小児救急医療の体制など、苫小牧市の医療機関の協力が必要であることから、引き続きその体制が維持できるよう努めます。

また、東胆振や千歳市で受診した際の乳幼児医療、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成については、現物給付を継続し利便性を確保します。

③ かかりつけ医の確保

日頃の診察のほかにも、家族を含めた健康相談や指導、高度医療が必要な場合の医療機関の紹介や病歴などの情報提供など、多岐にわたり自身や家族の健康管理について気軽に相談できる「かかりつけ医」の普及に努めます。

(3) 医療制度の改革要望等

後期高齢者医療制度に替わる新たな高齢者医療制度については、高齢者の保険料負担や国保保険者の負担が増加しないよう、また、十分な周知期間を設け制度のPRを行うことなどを必要に応じ国に要望します。また、国民健康保険の都道府県による運営については情報収集に努めます。

第1章 生活重視のまちづくり

第2節 安心を大切にするまちづくり

3 福祉体制の充実

現状と課題

(地域福祉体制の推進)

- 近年の福祉施策については、個人の尊厳を尊重する視点から、たとえしょうがいがあっても、要介護状態になっても、できる限り地域の中で、その人らしい自立した生活が送られるような基盤を整備していくというのが基本的な考えであり、その様な考えに基づき地域での自立支援、生活の確保、施設や病院から地域への移行が進められています。
- しかしながら、少子高齢化や核家族化が進行し、また、家庭や近所、地域でお互いが助け合い、支え合うという意識が薄れ、高齢者やしょうがい者、ひとり暮らし世帯にとっては暮らしにくい社会となりつつあり、買い物に行くことができても買ったものを持って歩けない、ひとり暮らしが寂しいという心の問題、被害の自覚なく不要なものを購入させられる悪質商法の被害、災害時に身体が不自由な人や乳幼児のいる家庭の避難対応など様々な多様化する問題・課題があり、地域における住民同士の助け合いや支え合いなど、地域全体での取り組みや行政における福祉サービスの一体化が今の地域福祉に求められています。
- 本町は、高齢化が北海道平均を上回っており、子育てや介護問題への影響、ひとり暮らし世帯の増加など、現実的な問題として表面化し、地域全体での助け合いや支え合いの仕組みづくり、保健・医療・福祉間の連携強化などが求められています。
このような現状を踏まえ、地域の複雑・多様化した生活課題を地域全体で解決する仕組みを確立するため、各関係者の役割分担を明らかにし、「町民一人ひとりが住みなれた地域で安心して暮らすことができる地域社会」の実現を目指すことを目的に、平成21年3月に安平町地域福祉総合計画を策定しました。
- 高齢化をはじめ多様化する福祉ニーズに対応し、福祉サービスを身近に利用することができるよう、行政だけではなく地域住民の理解と協力による「地域での支え合い」が必要であり、地域福祉を支える人材の育成や地域での相互扶助体制づくりが課題となっています。

(ひとり親家庭等の福祉)

- 母子家庭や父子家庭などのいわゆるひとり親家庭が増加傾向にあり、経済的・精神的にも不安な状況におかれていることが多く、これら個々の家庭における生活実態にあった、行政や地域による支援が必要と思われます。

- 生活の安定と自立を目指すには、育児と仕事の両立が必要なことから、経済的な問題や子育てを中心とした不安を解消するため、ひとり親家庭への医療費の助成など福祉施策の情報提供や相談体制の整備が必要と考えられます。

(しょうがい者の福祉)

- しょうがい者が、地域で安心して暮らせるノーマライゼーション (注) 社会の実現を目指して障害者自立支援法が導入されましたが、利用者の負担の問題や障害者福祉施策の見直しなどによりこれを廃止し、障害者基本法の抜本的な改正と、制度の谷間を生まず、しょうがい者が地域で自立した生活を営むことができる新たな制度の構築に向けた検討が国で行われています。
- 平成 23 年に改正された障害者基本法では、しょうがい者の定義の見直しや、しょうがい者がどこで誰と生活するかを選択の機会を確保するなど、地域社会における共生、差別の禁止、地方公共団体の責務が明確化されました。
- 本町の各種手帳所持者の推移をみると、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は、年々増加の傾向にあります。しょうがいへの認識不足や偏見、差別的な言動など人権侵害が依然として発生していることから、しょうがいに対する正しい理解とサポート体制の確立が必要となっています。また、公共施設などをはじめとする施設の整備については、段差を解消した施設の整備など誰もが利用しやすいまちづくりを進めることが必要となっています。

(高齢者福祉)

- 人口が減少する中で高齢化は進み、高齢化率は年々上昇しており、本町の高齢化率は、平成 17 年国勢調査では 26.6% (全国 20.1%)、平成 22 年国勢調査では 30.1% (全国 23.0%) となっており、高齢化の進行度合いも率も全国平均を上回っています。
- 高齢者の暮らしを社会全体で支える制度として、介護保険制度が平成 12 年度にスタートし、国民健康保険や年金制度と並ぶ社会保障制度として定着していますが、介護認定者やサービス利用者が増加し、ニーズの多様化、需要と供給のバランスの維持など多くの課題を制度改正の中で克服し実施している状況となっています。
- 高齢者等の実態や地域の課題を的確に把握し、医療機関と地域包括支援センター等との連携を強化し、入・退院から在宅復帰への支援、外出支援サービスの継続、そして、待機者を解消すべく特別養護老人ホームをはじめとする介護施設の整備が必要となっています。また、ケアハウスサクルが特定施設になったことから、一般高齢者が居住できる施設が必要となっています。

(社会保障体制)

- 国民健康保険制度は、誰もが健康で安心な生活を送るための医療保険制度として発足しましたが、本町の国民健康保険については、少子高齢化による医療費の増加や長引く景気低迷による保険税収の低下により財政基盤は脆弱化し、慢性的な赤字経営体質となっています。
- 医療費の抑制を図るため、国民健康保険加入者への訪問指導、定期的な健康診査の受診や脳ドックの普及推進、そして医療費分析と予防対策を講じていくとともに、運動を取り入れた健康づくり対策も合わせて行う必要があります。
- 国民年金にかかる事務については、法定受託事務のほかに協力・連携事務として、保険料の納付特例や口座振替の推進の周知、保険料免除申請の受付などを行っていますが、依然として制度に対する不信感や徴収率の低下などが問題となっています。

基本方針

■ 「誰もが安心して暮らせる地域福祉の推進」

- 本町の地域福祉を確立するため、地域福祉総合計画に基づき、町民や自治会・町内会、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、サービス提供事業者、町などがそれぞれの役割の中で、お互いに力を合わせて、住みよいまちづくりを進めます。
- ひとり親家庭等の生活安定と自立を図るため、就労支援とともに子育て支援サービス、医療費助成制度等の情報提供などに努めます。
- しょうがいの有無にかかわらず、等しく地域社会で共生できるまちづくりを推進するため、共生する社会の実現に向けた施策を推進します。
また、しょうがい者や高齢者が安心して外出できるよう、ユニバーサル・デザイン（注）の観点からのまちづくりに努めます。
- 高齢者が健康で生きがいをもって、いきいきと健やかに暮らすことができるよう、「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」などに基づき、地域に根付いた高齢者福祉施策を推進します。
- 国民健康保険財政の健全化を進めるため、専門家による医療費分析をはじめ効果的な運動や教室を開催し、医療費の抑制と町民の健康づくりを進めます。
また、町広報等を通じ国民年金制度の周知等を行います。

施策の体系

■「福祉体制の充実」

□地域福祉の推進

- ◆ともに支え合う地域づくり
- ◆地域福祉活動の担い手づくり
- ◆福祉サービスの体制づくり
- ◆いきいきと生活できる支援体制づくり
- ◆安心・安全に暮らせる生活環境づくり
- ◆地域福祉総合計画の推進と新計画の策定

□ひとり親家庭等に対する福祉の充実

- ◆就労及び子育て支援
- ◆医療費助成など各種制度の情報提供
- ◆相談体制の充実

□しょうがい者福祉の推進

- ◆共生する社会の実現
- ◆医療・介護等の相談窓口体制の整備
- ◆教育環境・体制の整備
- ◆就労支援と住宅の確保
- ◆公共施設等のバリアフリー化
- ◆移動・移送サービスの充実

□高齢者福祉と介護保険の充実

- ◆高齢者福祉施策の推進
- ◆健康寿命延伸事業の推進
- ◆高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の推進等
- ◆高齢者福祉施設等の整備
- ◆除雪支援制度の普及

□社会保障体制の充実

- ◆医療保険制度の改善
- ◆医療費助成制度の周知等
- ◆国民年金制度の周知

主要施策

(1) 地域福祉の推進

① ともに支え合う地域づくり（重点施策）

誰もが安心して住み続けられる地域づくりの基本は、お互いの人権を尊重し、困ったことがあればお互いに助け合い、支え合うという気持ちの醸成であることから、町民がお互いを理解し、尊重し合うことができるよう、家庭や学校教育、生涯学習（注）における福祉教育の推進や人権意識の向上を図ります。

また、高齢者やしょうがい者、子どもたちが住みなれた地域で安心して暮らすこと

ができるよう、地域全体で支え合う「安平町地域見守りネットワーク」による支援を継続するとともに、災害時に自力で避難することが困難な人の命を守るため、避難誘導や安否確認を円滑に行うことができる「災害時等要援護者登録制度」の普及・拡大など、支え合う地域づくりを推進します。

② 地域福祉活動の担い手づくり

地域福祉を推進するためには、地域福祉活動の中心となる人材や福祉関係団体などの確保・育成が必要不可欠です。

このため、地域福祉を担う人材の発掘・育成、ボランティア団体や福祉関係団体などの育成・支援に努めます。また、地域福祉活動の担い手の一員である民生委員・児童委員及び地域福祉推進の中心的役割を果たす社会福祉協議会の活動支援に努めます。

③ 福祉サービスの体制づくり

サービス利用者が適切な情報を入手できるよう、相談体制や情報提供体制の整備・充実を図ります。

また、誰もが安心して利用できる福祉サービスを確保するとともに、日常的なサービスの利用にあたって、サービス利用者本人の意思が最大限に尊重されるよう、成年後見制度（注）などの利用を促進し、併せて、サービス利用者が苦情や要望の申し出をしやすい環境を整えるなど、サービス利用者の保護に努めます。さらに、複雑・多様化した生活課題や住民ニーズに対応するため、福祉、保健、医療の関係部署が連携し、総合的な対応ができる仕組みづくりを推進します。

④ いきいきと生活できる支援体制づくり

自立した生活を送ることが困難な人たちが、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、在宅生活支援の充実と介護する家族の支援に努めます。また、子どもから高齢者まで誰もが健康でいきいきと生活することができるよう、介護予防を含めた健康づくりや生きがいづくりの促進を図るとともに、これからの社会を担う大切な子どもたちを地域ぐるみで育てるための支援に努めます。

⑤ 安心・安全に暮らせる生活環境づくり（重点施策）

町民一人ひとりが住み慣れた家や地域で安心して暮らすためには、子どもから高齢者まで、また、しょうがいのある人もない人も、誰もが安心・安全に暮らせる生活環境づくりが大切です。

このため、ユニバーサル・デザインに基づく、道路・公共施設などの生活環境の整備や町民が安心して外出できる環境づくり、さらには、子どもや高齢者、しょうがい者などを犯罪や災害から守る地域の防犯・防災対策の推進を図ります。

⑥ 地域福祉総合計画の推進と新計画の策定

地域での支え合いや助け合い、福祉サービスの向上や連携などを地域で実践するた

め、町をはじめ関係機関の役割などを明らかにし、誰もが住みなれた地域で暮らすことができる地域社会の実現を目的に、平成 21 年度からの 5 箇年計画である地域福祉総合計画を推進するとともに、平成 26 年度からスタートする「第 2 期地域福祉総合計画（仮称）」を策定します。

（2）ひとり親家庭等に対する福祉の充実

① 就労及び子育て支援

町内企業における求人情報の把握と提供や、苫小牧、千歳、岩見沢地区のハローワークからの求人情報の提供などにより、ひとり親家庭の就労を支援するとともに、仕事と育児の両立が求められていることから、放課後保育や一時預かり保育、休日保育などにより子育てを支援します。

② 医療費助成など各種制度の情報提供

ひとり親家庭における医療費助成制度や児童扶養手当制度など、生活の安定と自立についての制度について情報提供します。

③ 相談体制の充実

生活の中で抱えている不安や悩みごとを解消するためには、それぞれの問題を解決するにふさわしい適切な相談が必要であり、また、必要な援助を適切に行うためには生活実態を把握しておくことが重要であることから、民生委員・児童委員等との連携による相談体制の確立を目指します。

（3）しょうがい者福祉の推進

① 共生する社会の実現

全ての人々が、しょうがいの有無に関わらず、等しく基本的な人権を享受するかけがえない個人として尊重されるものであり、分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向けた取り組みを推進します。

② 医療・介護等の相談窓口体制の整備

性別や年齢、しょうがいの状態などに応じ、医療、介護、保健、生活支援等を受けられるよう総合的な相談体制を整備するとともに、担当職員の育成に努めます。

③ 教育環境・体制の整備

しょうがいのある一人ひとりの年齢と能力に見合った形で勉強しやすい環境づくりや、しょうがいの有無にかかわらず、子どもや生徒と一緒に勉強できる環境に配慮するとともに、しょうがいのある子どもや生徒、保護者などに情報をきちんと伝え、そして出された意見を大切にしよう努めます。また、学校施設についても誰もが使

いやすくなるよう努めます。

④ 就労支援と住宅の確保

しょうがいのある人も「就労による経済的自立」を実現できるよう、就労や職業生活についての相談体制の確立を図るとともに、公共職業安定所（ハローワーク）との連携により一般就労の場の確保に向けた取り組みや、身近な場所で働くことができる福祉的就労の場の確保を目指します。

また、地域の中で安心して暮らすことができるよう、住宅の確保に努めます。

⑤ 公共施設等のバリアフリー化（重点施策）

しょうがいのある人に限らず、妊産婦などが建物や道路などを利用しやすいよう公共施設のバリアフリー化に努めます。

⑥ 移動・移送サービスの充実（重点施策）

町民の交通の利便性を確保するため、希望がある時に戸口から目的地まで運行する「デマンド交通」の導入を進めていますが、しょうがいの種類や特性を考慮した上で、しょうがいのある方が在宅から医療機関まで安心して通院できるための移送サービスを継続します。

（４）高齢者福祉と介護保険の充実

① 高齢者福祉施策の推進

ひとり暮らしなどで、身体が病弱のため機敏に行動することが困難な方に緊急通報機器を設置するとともに、要介護認定者で公共交通機関による単独での外出が困難な方への外出支援サービスや、在宅から苫小牧市内の医療機関への通院移送サービスの運行などのサービスを継続します。

② 健康寿命延伸事業の推進（重点施策）

生涯にわたって自主的に健康の保持増進（介護予防や機能回復）できる機会を提供するため、役場庁舎内の横断的な連携と専門家による医療費等の分析、効果的な運動を取り入れた「健康延伸寿命事業」を実施し、町民の健康づくりを推進します。

③ 高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の推進等

高齢者福祉については、地域福祉総合計画との整合性を図りつつ、在宅高齢者やその家族に対する支援サービスを提供し、在宅高齢者の自立した生活の支援や健康づくり、介護予防事業を推進し閉じこもりや孤独を解消するための取り組みを行います。

介護保険事業については、医療と介護の連携強化や介護に係る人材の確保とサービスの質の向上、高齢者の居住対策など、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者保健福祉計画と第5期介護保険事業計画に基づき健全

な財政運営と施策の推進に努めます。

④ 高齢者福祉施設等の整備

町が抱える問題として、特別養護老人ホームの待機者の解消があげられ、国では参酌基準を撤廃しましたが、待機者の状況と施設整備後の入居者の費用負担の分析、民間事業者の確保など、様々な課題があることから慎重に検討を進めます。

また、本町で整備してきた高齢者福祉施設（ぽっぽ苑・は一と苑・グループホーム「さかえ」など）の活用とサービス内容の充実に努めるとともに、特に高齢者共同住宅（ぽっぽ苑・は一と苑）については、長い年月の間に入居者の高齢化に伴い介護度が増すなどの問題もあることから、全町的な視野に立ち、住民ニーズに沿った形で、既存の施設活用も含めた検討を行っていきます。

⑤ 除雪支援制度の普及

自治会・町内会の元気な高齢者などにより、除雪に困っている高齢者世帯や独居老人を対象とした「除雪支援制度」の普及・拡大を目指します。

(5) 社会保障体制の充実

① 医療保険制度の改善

◆国民健康保険事業特別会計の健全化（重点施策）

国民健康保険特別会計については、財政の健全化を進め赤字経営の体質改善を図るため、横断的な取り組みである「健康寿命延伸事業」による健康増進対策と保健指導体制を強化しながら医療費の削減を目指すとともに、税率の改定による適切な保険税を設定し、健全な国民健康保険事業会計の運営に努めます。

◆新たな高齢者医療制度

後期高齢者医療制度に替わる新たな高齢者医療制度の導入が検討されていますが、十分な周知・準備期間と早期の情報提供に努め、混乱が生じることがないように制度創設の推移を見守り、必要に応じ国へ要望を行います。

② 医療費助成制度の周知等

乳幼児、ひとり親家庭、重度心身障害者を対象とした各種医療助成制度については、それぞれの対象者における保健福祉の増進を図るため、これら制度の周知に努めるとともに、子育て支援や移住・定住化促進の面からも、「乳幼児医療費」の負担軽減について継続するとともに、後年度への財政負担を考慮しながら、拡充策についても検討を行います。

③ 国民年金制度の周知

国民年金制度に対する正しい理解を得るための周知や事情によって保険料の納付が

困難な住民に対する免除・納付猶予制度の周知などを行います。

第1章 生活重視のまちづくり

第2節 安心を大切にするまちづくり

4 消防・救急体制の充実

現状と課題

- 消防組織法の改正により、消防の広域化が推進され、北海道では「北海道消防広域化推進計画」を策定・改訂し、平成24年度を目途に21の圏域の枠組の中で広域化を推進することとしました。本町は、苫小牧市、白老町、胆振東部のいわゆる東胆振圏の枠組みが示されたことから、東胆振広域圏振興協議会において広域化について調査、検討をしてきました。
- 携帯電話の普及などにより通信分野は急激に発展し電波の利用環境がひっ迫したことから、消防無線についても平成28年度までにデジタル無線へ移行しなければならない状況となっており、平成24年度に着手する共通波の設備整備とともに、活動波の整備についても移行期限までに整備する必要があります。
- 複雑多様化する消防・救急業務に対応できる人材育成のため、消防職員の研修・講習機会の重要性が増すとともに、救急車が到着するまでの対応や処置が命を救うことにつながることから、町民に対する救急救命方法の普及活動が重要となっています。
- 地域の消防防災のリーダーとして、住民の安心と安全を守っている消防団については、少子高齢化の影響などから高齢化が顕著となっています。
- 消火活動の現場では、早期消火が決め手となるため、現場に最も近い地域住民による自主防災組織の活動が大きく期待されます。しかしながら、組織を作っただけでは機能しないといったことも考えられるため、消防・町・地域において度重なる協議が必要となります。

基本方針

■ 「消防・救急体制の確立」

- 消防・救急活動に必要な消防・救急施設や資器材の計画的な整備と消防署員及び消防団員等との連携をより一層深めながら、住民の生命・財産を確実に守ることのできる体制づくりを進めます。
- 高度化する消防・救急業務に対応できるよう消防・救急救命士等の人材の育成と確保に努めるとともに、救急救命処置の普及活動を推進していくことにより、消防・救急体制の確立を進めます。

施策の体系

■ 「消防・救急体制の充実」

□ 消防・救急体制の充実

- ◆ 消防の広域化の検討
- ◆ 消防・救急無線のデジタル化
- ◆ 消防・救急施設や資器材の計画的な整備
- ◆ 救急救命士等人材の育成
- ◆ 消防団員の確保
- ◆ 救急救命活動の普及

主要施策

(1) 消防・救急体制の充実

① 消防の広域化の検討

消防の広域化については、そのメリット・デメリットなど東胆振広域圏振興協議会で協議、検討し一旦協議を終えたところですが、将来的な消防・救急の観点からも広域化や連携について継続して調査検討していきます。

② 消防・救急無線のデジタル化

消防・救急無線については、平成 28 年 5 月までにデジタル化が義務付けられていることから、平成 24 年度に国庫補助事業の活用により、共通波を整備するとともに、活動波についても国の財源措置の動向を見極めながら、今後計画的に整備します。

③ 消防・救急施設や資器材の計画的な整備

消防車両などの消防施設や消火栓や防火水槽の整備、未設置区域の解消に努めるとともに、旧式消火栓の計画的な取替を実施します。

④ 救急救命士等人材の育成

高度化・多様化する消防・救急業務に対応できる職員の育成に努めます。特に、救急救命業務については、複雑多様化しており、現在の救急救命士の有資格者の休暇等取得や地域消防体制などの観点からも、人的体制の強化とともに職員の高齢化を視野に入れた有資格者の採用・育成及び配置を検討します。

⑤ 消防団員の確保

消防団員の高齢化が進んでいることから、新たな若い団員の加入促進とともに、防火意識の啓蒙活動などで効果を発揮している女性消防団員の確保に努めます。

⑥ 救急救命活動の普及

心肺蘇生や、AED（自動体外式除細動器）（注）の使い方などを習得できる、普通救命講習会を開催し、人命を守るため知識と技術を習得できる機会の提供に努めます。

第1章 生活重視のまちづくり

第2節 安心を大切にするまちづくり

5 防災・国民保護対策の推進

現状と課題

(防災対策の推進)

- 本町において想定される災害については、風水（雪）害と地震、樽前山の噴火などが考えられます。これまで、平成 21 年に策定した「安平町地域防災計画」に基づき、各種災害時における体制整備に努めるとともに、樽前山噴火に対応するため、周辺の 3 市 4 町（苫小牧市、千歳市、恵庭市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町）で「樽前山火災防災会議協議会」を設立し、平成 24 年には、構成自治体並びに防災関係機関、各種団体、住民及び事業所が、火山噴火による災害発生時に行うべき対策をまとめた「樽前山火山防災計画」が改訂されるなど、広域的な防災対策についても組織化を進めてきました。
- また、このほかの広域的な災害対策として、平成 8 年に締結した東胆振 1 市 4 町による「災害時広域相互応援に関する協定」や平成 20 年には北海道及び道内全自治体との間で「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」が締結されるなど、災害時における連携体制を進めています。今後は、大規模な災害発生時に備え、各種応急復旧活動に関する人的・物的支援として、災害時必要物資を常時保有する民間事業者等との災害時応援協定の締結を推進していく必要があります。
- 一方、災害の程度にもよりますが、全てに行政が関わることが困難な場合もあり、災害直後から被災者の援護や避難所の運営などは、自治会や町内会など住民が主体的に行動しなければならないような場合も想定されることから、住民が主体的に自主防災組織を設立し行動することが望まれています。
- 災害時に自力で避難できない方の命を地域が守るため、日常において見守りを必要としている方たちを地域で共に助け合う、「災害時等要援護者登録制度」が平成 22 年 7 月からスタートしました。
- 本町では、現在普及している携帯電話を活用し、気象庁が配信している緊急地震速報（注）や安平町が配信する災害、避難等の緊急情報を各電気通信事業者のシステム（エリアメール）を活用して配信できるよう、平成 23 年 12 月から順次整備をしてきました。
- 今後は、携帯電話が使えなくなった場合や、携帯電話を持っていない方なども含め広く町民に情報を伝達できるよう、平成 24 年度に整備する防災行政無線も含めて災害時に有効な情報伝達基盤の整備を行う必要があります。

(河川整備)

- 本町で最も大きな2級河川安平川については、過去に暫定断面として改修されていますが、近年の異常気象の影響などにより、大雨時には氾濫の恐れがある水位を超え危険な状況になることがあるため、早急な改修が必要となっています。
そのため、北海道が策定を進めている治水、利水、環境の総合的な整備計画「安平川水系河川整備計画」の早期策定を求めています。
また、千歳川放水路計画に位置付けられていた遠浅川については、通常時の農地の湿害に加えて大雨時には氾濫するため整備が必要となっています。
- 万が一、安平川で非常に大きな規模の洪水が発生したことを想定し、河川から水が溢れた場合、又は、堤防が決壊した場合に、浸水が想定される区域と避難場所を想定した、「安平町洪水ハザードマップ」を策定し平成22年3月に全戸に配付し、転入された方々にも随時配付しています。

基本方針

■「防災対策の推進と防災意識の高揚」

- 安平町地域防災計画や広域的な防災協定などに基づいた防災体制の確立と、地域自主防災組織の組織化を支援するとともに防災意識の高揚を図ります。
- 災害に強いまちづくりを目指し、防災行政情報の伝達機器の整備や避難場所の耐震診断や耐震化の推進、避難経路を示したハザードマップの見直しなど地域の安全性の向上に努めます。
- 豊かな自然環境に配慮した河川整備計画に基づく治水対策の推進に努めます。

施策の体系

■「防災・国民保護対策の推進」

□防災対策の推進

- ◆地域防災計画の推進等
- ◆武力攻撃事態等への対応
- ◆災害情報等伝達機器の整備
- ◆防災訓練の実施
- ◆避難場所と備蓄品の整備
- ◆自主防災組織設立の支援
- ◆防災意識の高揚
- ◆災害時における相互応援協定

□治水対策の充実

- ◆河川改修事業等の促進
- ◆普通河川整備計画の策定

主要施策

(1) 防災対策の推進

① 地域防災計画の推進等

風水害、地震、火山噴火などの天災から住民の生命と財産を守るため、町内の各行政機関、指定公共機関など各関係機関が行うべき防災上の事務及び業務を明記した安平町地域防災計画に基づき、自衛隊や地域住民の参加によるより実践に近い防災訓練の実施や防災体制の整備に努めます。

② 武力攻撃事態等への対応

平成 16 年 9 月に施行された武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づく、武力攻撃やテロなどが発生した場合の住民の避難や救援などの対策や日頃備えておくべき物資や訓練などについては、安平町国民保護計画の住民周知とあわせて緊急時の情報伝達基盤の整備など総合的な安全対策に努めます。

③ 災害情報等伝達機器の整備（重点施策）

風水害、地震、火山噴火などの天災や外国からの武力攻撃事態が発生した場合など不測の事態に対応し、住民の安全を守るためには、緊急時の情報を迅速かつ的確に全世帯へ伝達することが必要であるため、携帯電話の「緊急速報メール（エリアメール）」に加え、平成 24 年度に整備する防災行政無線をはじめとする様々な有効な手段を検討し、災害時における情報伝達機器を整備し住民の安全確保に努めます。

④ 防災訓練の実施

災害時における指揮系統や具体的な行動確認が必要なことから、自衛隊や自治会・町内会、幼・保・小中学校などの関係機関をはじめ町民を対象としたより実践に近い防災訓練を適時に実施していくとともに、福祉施設や教育施設などの個別施設の実施についても検討します。

⑤ 避難場所と備蓄品の整備（重点施策）

災害時に地域住民が避難する地区集会所など避難所の耐震化調査と計画的な工事の実施により避難所としての機能を確保していきます。また、避難者へ提供する水や食糧などの備蓄品や停電時にも使用できる暖房機器などを計画的に整備し、これらを保管するための倉庫の整備についても検討するとともに、これら災害時必要物資を常時保有する民間事業者等との災害時応援協定の締結を進めます。

⑥ 自主防災組織設立の支援

本町においては、風水害、地震などによる大きな災害は少ないものの、石狩低地東縁断層帯に位置していることから、不測の事態に備えた自主防災組織の設立に向けて、設立準備や設立後の運営活動を支援する交付金制度など、自治会・町内会への支援を行います。

⑦ 防災意識の高揚

地域で共に助け合う「災害時等要援護者登録制度」の啓蒙と取り組みへの理解を求めながら支援の体制を増やしていくとともに、非常時の持ち出し品や備蓄品など各家庭で準備をしておく物品・備蓄品などの周知や防災訓練を通じて防災意識の高揚を図ります。

⑧ 災害時における相互応援協定

東日本大震災を教訓に、災害時における「遠隔地市町村」との協力・連携については、被災した場合の速やかな対応や復興に有効であると言われていることから、広域的な相互応援協定の締結に向けた調査・研究を行います。また、災害時における石油燃料の供給等に関する協定や公共施設の電力復旧に関する協定、さらには大型資機材（電源車等）及び技術員の調達に関する協定など、今後も民間事業者等と災害時応援協定の締結により、迅速かつ円滑な災害復旧活動に努めていきます。

(2) 治水対策の充実

① 河川改修事業等の促進

水害を未然に防止するための河川整備については、各箇所における河川の状況や環境、住民の意見を踏まえた改修を心がけるとともに、「安平川水系河川整備計画」に基づいた事業の早期着手と早期完成を河川管理者へ要望します。また、千歳川放水路計画に位置づけられていた遠浅川及びフモンケ川の普通河川区間についても、国営事業の早期完成を要望致します。

② 普通河川整備計画の策定

町が管理する普通河川については、北海道が策定する「安平川水系河川整備計画」に基づき、普通河川整備計画を策定し普通河川の治水対策に努めます。

第1章 生活重視のまちづくり

第2節 安心を大切にすまちづくり

6 防犯・交通安全対策の推進

現状と課題

(防犯活動の推進)

- 本町では大きな犯罪がないものの、不審者や不審車両、車上荒らし、空き家での不審火の被害報告があり、犯罪の未然防止と犯罪が起こりにくいまちづくりのためには、町民の自主防犯意識を高めていくことが重要であることから、防犯協会をはじめPTAや自治会・町内会などと連携・協力し、日頃から自主防犯活動を行っているとともに、イベント時の巡回など犯罪の未然防止に努めています。
- 防犯対策として設置している「防犯灯」については、地域からの要望を受け計画的に整備し安全な町づくりを進めています。

(交通安全対策の推進)

- 本町における交通安全運動については、各学校やPTA、自治会・町内会、企業等の協力による街頭指導を行い、交通安全啓発運動を行っています。また、各学校では、歩行者及び自転車の利用者としての安全教育を行い、児童・生徒の安全教育を推進しています。
- かねてから危険であるため整備を要望していた遠浅市街地の国道234号では、高齢者が車にはねられ死亡するという痛ましい事故が発生しました。
その後、北海道開発局では、国道234号が危険な路線であることを踏まえ、遠浅市街地と新栄地区を「事故危険区間リスト」に登載し、交通安全対策が必要な区間として指定しましたが、遠浅市街地については4車線化拡幅事業が強く望まれています。

基本方針

■ 「防犯活動の推進と交通安全対策の推進」

- 防犯協会と学校、PTA、地域住民、関係機関との連携強化により、地域における防犯活動の継続と防犯意識の高揚に努め、犯罪のない「安心安全で平和な町」を目指していきます。
- 安平町交通安全計画に基づく「交通安全思想の普及」と「道路交通環境の整備」などを中心とした交通安全対策を推進します。

施策の体系

■「防犯・交通安全対策の推進」

□防犯対策の推進

- ◆防犯意識の啓発
- ◆防犯活動の推進
- ◆防犯灯の計画的な設置

□交通安全対策の推進

- ◆安平町交通安全計画の推進
- ◆交通安全啓発運動の推進
- ◆交通傷害保険の加入促進
- ◆交通安全施設の整備

主要施策

(1) 防犯対策の推進

① 防犯意識の啓発

住民に対する防犯意識の啓発を図るため、広報紙や町ホームページに防犯対策に関する内容を定期的に掲載するとともに、防犯協会が発行する「地域安全ニュース」などによる広報活動への支援や防犯に関する講演会などを学校、関係機関や防犯協会との連携により開催し防犯意識の高揚を図ります。

② 防犯活動の推進

防犯協会と自治会、町内会、学校、PTAなどの関係機関との連携強化により実施している「子どもサポート隊」及び「地域見守りネットワーク」(地域ぐるみでの見守り活動)、青色回転灯装着車両による防犯パトロールなどの地域運動を継続し、地域における自主的な防犯活動と防犯意識の高揚に努め、犯罪のない「安心安全で平和な町」を目指していきます。

③ 防犯灯の計画的な設置

犯罪の抑止につながる防犯灯については、地域からの要望も踏まえながら、計画的な整備に努めるとともに、電球のLED(注)化を推進し環境に配慮しながら対策を推進します。

(2) 交通安全対策の推進

① 安平町交通安全計画の推進

「安平町交通安全計画」に基づき、町民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの順守と正しい交通マナーを身につけるため、地域、家庭、学校、企業などと連携しライフステージごとの教育を計画的に推進します。

また、安全な道路・交通環境を確保するため、地域住民の意見を反映し、計画的に町道及び交通安全施設を整備するとともに、国道及び道道については関係する道路管理者への要望を行い安全な道路交通環境を確保するよう努めるなど、「安平町交通安全計画」を推進します。

② 交通安全啓発運動の推進

学校やPTA、自治会・町内会、企業等の協力による街頭指導による啓発運動や、各学校における安全教育を引き続き行い児童・生徒の安全教育の推進に努めます。

また、「交通安全だより」により交通安全運動の啓蒙普及活動を行います。

③ 交通傷害保険の加入促進

今後も本保険の加入促進を図っていくとともに、交通被害の危険性が多い保育園児・幼稚園児及び新入学児童に対しては公的加入を継続していきます。

④ 交通安全施設の整備

北海道開発局が指定した国道 234 号の遠浅、新栄地区の交通事故防止対策の早急な実施を要望します。

特に、事故の多い遠浅市街地については、地域の期成会とともに連携し、4車線化拡幅事業を優先的に、そして強く要望していきます。あわせて、道道舞鶴追分線の歩道整備を要望します。

また、横断歩道や道路照明灯、信号機、カーブミラー設置などの各種交通安全施設の設置及び要望を行い交通安全対策を推進します。

第2章 恵まれた立地条件を活かしたまちづくり

第1節 元気あふれるまちづくり

1 農林業の振興

現状と課題

(農業)

- 農業経営を取り巻く環境は、自由貿易を前提としたWTO（世界貿易機関）体制の下、安価な輸入農産物や農産加工品の流入による農産物価格の低迷や、米の消費減少及び少子高齢化による国内需要の縮小により産地間競争が激化する中で、肥料や燃油、飼料などの生産資材価格が高止まりとなっており、農業所得も減少するなど厳しい環境におかれています。そこにTPP（環太平洋パートナーシップ協定）といった新たな動きも加わり、農業情勢は不透明感を増しています。
- 本町の販売農家一戸当たりの平均経営耕地面積は、北海道平均を上回る25.6ha（H22年）と大きく、この広大な面積を活かした土地利用型農業を中心に生産性の高い農業を展開しているものの、農家戸数は年々減少を続け、農業従事者の平均年齢は58.2歳（H22）と高齢化が進行していることから、引き続き、就農促進対策を推進し、多様な人材の確保・育成に努めるとともに、認定農業者や農業生産法人など中核的な担い手の育成・確保と担い手への農地の利用集積、さらに酪農ヘルパーやコントラクター（注）など地域農業の支援システムづくりを進めることが求められています。
- 近年の異常気象といわれる現象が本町にも影響を及ぼし、冷湿害や高温多湿などの気象災害が発生しており、農産物の安定生産のために、品種選定や農業生産基盤の整備を行うなど自然災害に強い農業の構築が求められています。
- エゾシカ進入防止柵として延長約65kmの金網フェンスを設置し、農業被害の抑制に効果を発揮しているものの、エゾシカ個体数の直接的な減少には至っていないことから、引き続き、北海道及び近隣市町と連携した駆除や捕獲対策などに向けた体制の強化が求められています。
- 東日本大震災や福島第1原子力発電所の事故の影響など、「食料生産地」との関わり方を見つめ直さなければならない出来事が相次ぎ、消費者の「食」に対する関心が高まる中で、自然との調和に配慮した環境保全型農業や有機農業の推進、生命の大切さや食べることの意味を理解する農作業体験などの教育の場の提供のほか、本町の農産物を介した学校給食、直売所など、消費者と生産者を結ぶ多様な機会の提供と地産地消（注）の拡大が求められています。
- 全国的に厳しい景気状況が続く中で、本町における雇用の確保と地域経済の活性化を図るためには、「食」や「農山村に存在するバイオマス、土地、水、自然環境等の様々

な地域資源」を活かしつつ、生産、食品、観光、エネルギー等の第1次産業、第2次産業、第3次産業を有機的に結合させることのできる農業・農村の6次産業化の取り組みを展開することが求められています。

また、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区（注）により指定された地域においては、食の安全性やブランド力強化、高付加価値化を推進する事業が進められていますが、北海道全体で取り組み展開することが必要と思われま

- 胆振農業改良普及センター東胆振支所では、安平町の農業・農村が抱える様々な課題に効率的かつ効果的に対応するため、「安平地区」を普及活動の重点地区に設定（平成22年～26年）した上で、地域振興の普及モデルとなる取り組みを目指した活動を展開しており、平成25年度以降は「はたらく農場未来図構想」として、安平地区における農作業の共同組織化、耕畜連携、6次産業化等の地区単位に着目したパッケージ型の地域振興策が検討されていることから、引き続き、地域農業者をはじめ関係機関・団体等の連携した取り組みの強化が求められています。
- 都市部に比べて社会的条件が不利な農村地域では、担い手の減少や高齢化が急速に進み、コミュニティの維持が困難となっており、集落機能や農業・農村の多面的機能の低下が懸念されることから、飲雑用水道施設をはじめとした生活環境の整備や生活改善が求められています。
- 農地や農業水利施設など農業生産基盤の整備は、農作物の生産性や品質の向上のほか、気象災害の軽減など、農業振興に大きく貢献してきましたが、経年変化により機能低下が懸念されていることから、これらの適切な保全管理と計画的な整備が求められています。

（林業）

- 森林保全の必要性については、多くの国民が認識しているものの、昭和50年代をピークに木材価格の下落によって森林所有者の関心が薄れ、必要な森林施業が行われな

い状態が続いてきたことから、国では平成23年度に森林法の改正を行い、これら諸課題の解決に向けた動きを進めています。
本町の森林については、道有林が所在する北東部一帯は、安平川の源流域があり、追分地域の水源地がある追分旭地区、安平川支流の支安平川と瑞穂ダムがある早来瑞穂地区があり、その下流には、農地や市街地が連なっていることから、治山・治水の重要地区として、河川の氾濫や山地災害を防止する水源涵養機能（注）の高い、森林が持つ機能を有効に活用した整備が求められています。

北西部の追分白樺・追分豊栄地区は、日本最古に指定された保健保安林があり、林内は天然性広葉樹が多く生育し、自然環境に優れた住民の憩いの場や自然体験学習の場として活用されています。

南部の早来北進・早来新栄地区は、カラマツを主体とした人工林が多く生育し、製

材業等がある森林整備の拠点地区となっているほか、早来地域の水源地があり、干害防備保安林等に指定されていることから、木材の安定供給と安全な水道水を確保し、供給するため、計画的な伐採・造林・保育といった管理を推進していくことが必要です。

基本方針

■「循環型産業の構築と活力ある農林業の展開」

- 農地の利用集積を進め、効率的で安定的な農業経営の育成を図るとともに、新規就農者の受け入れや農業後継者の確保・育成を進め、持続可能な農業構造の確立を目指します。
- 札幌圏や、千歳市、苫小牧市といった都市圏に近接した立地条件を活かした販路の拡大を図るとともに、特産品の創出や地産地消の推進など総合的な農業の振興を図ります。
また、都市住民との交流機会を増やし安平町の魅力を実感してもらう受け入れ体制の整備を目指します。
- 安全でおいしい農畜産物の生産地としてのブランド化を目指し、緑肥や堆肥などの有機物施用による土づくりや農業廃棄物等の適正な処理、生産履歴の管理活動の推進とあわせ、国や道の認証制度を活用するなど、環境にやさしいクリーンな農業を推進します。
- 森林を地域特性、森林資源の状況や自然的条件、社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に機能を発揮することが望まれている状況に応じて、公益的機能の維持増進を図る「公益的機能別森林」と木材生産機能の維持増進を図る「森林施業を推進すべき森林」の区域を設定し、地域の目指すべき森林資源の姿へ誘導するよう努めます。
- 地球温暖化の防止や水源涵養、生態系の保全など森林の有する公益的な機能の維持増進を図るため、計画的な森林施業を支援します。

施策の体系

■「農林業の振興」

□農業の振興

- ◆土地改良事業の推進
- ◆クリーン農業への支援
- ◆環境にやさしい循環型農業の構築

- ◆人材確保・育成対策の充実
- ◆農業機械共同利用組織の育成
- ◆酪農・畜産振興対策
- ◆地域資源を活かしたブランド化の推進
- ◆有害鳥獣対策の推進
- 林業の振興
 - ◆地域の目指すべき森林資源への誘導
 - ◆計画的な森林施業に対する支援

主要施策

(1) 農業の振興

① 土地改良事業の推進

◆土地改良事業の推進

安平ダム建設事業の中止に伴い進められている「夕張スーパーダム」からの導水計画については、国に対する早期完成に向けた要望活動を引き続き行っていくとともに、それらに関連する土地改良事業の実施に係る農家負担の軽減対策を引き続き行います。

また、国営かんがい排水整備事業の末端整備として実施する道営農地整備事業についても、早期整備に向けて北海道へ要望活動を行います。

◆遠浅川とフモンケ川の排水路整備

安平川支流の遠浅川及びフモンケ川は、過去に国営事業によって排水路整備を行いました。その後40年近くが経過し、施設の機能が著しく劣化していることから、国や北海道に対し、早期完成に向けた要望活動を引き続き行っていきます。

◆生産基盤の整備

農作物の生産性・品質の向上や作業効率等を図るため、畑地かんがい、暗渠排水、用排水施設の改良、ほ場の大区画化、農道網整備や土層改良などの生産基盤の整備及び施設の保全管理対策を進めます。

◆飲雑用水道施設の整備

農村地域の飲雑用水道については、施設の老朽化が進んでいることから、追分地区では道営事業を活用した施設整備を検討します。

また、早来地区では施設の老朽化に加え水源である地下水汚染が徐々に進んでいることから、地域住民との協議を進め、水道未普及地域解消事業により、簡易水道への布設替えを行い、安全・安心な水の供給に努めます。

② クリーン農業への支援

環境負荷の一層の低減を図るため、有機 JAS やエコファーマー等の各種認証制度を普及促進しながら、化学肥料と農薬を 5 割以上削減する農産物栽培の取組みを推進します。また、土壌への過剰な肥料成分の施用を未然に防止する土壌分析、堆肥や緑肥等の有機物の施用による土づくの取組みを推進します。

③ 環境にやさしい循環型農業の構築

◆ 耕畜連携による合理的な地域システムづくり

家畜ふん尿などの有機物を有効に活用するため、畑地への還元や耕種農家と畜産農家との連携による地域資源の循環利用に向け、関係機関等との密接な連携のもと、合理的な地域システムの構築に向けた取組みを進めます。

◆ 農業用廃プラスチックの適正処理に対する支援

施設園芸型農業から排出されるビニールなどの廃プラスチックを適切な回収・処理体制の構築によってリサイクル処理するように誘導し、環境汚染の原因となる廃プラスチックの不法投棄や野焼きなどの不適切な処理を防いで、環境にやさしいクリーンな農業の推進を図るため、農業用廃プラスチックの適正処理に対する支援を行います。

④ 人材確保・育成対策の充実

◆ 新規就農者等受け入れ事業及び農業教育施設の充実

次世代農業者たちの確保・育成を図るため、農村の青年女性層やUターン等の多様な新規就農候補者に対する研修体制の強化や新規就農住宅を確保するとともに、関係機関・団体の連携による総合的な受入体制の充実強化を進めます。

◆ 担い手育成支援事業の充実

農業経営の体質強化と安定を図るため、町独自で実施している無利子での融資を行う農業振興資金制度を継続するとともに、認定農業者が借り受けする農業経営基盤強化資金（スーパーL）への利子助成等の取組みを推進します。

⑤ 農業機械共同利用組織の育成

地域農業支援システムの整備を行いながら、個別経営の作業体系等を補完し支援するコントラクターや酪農ヘルパー等の組織、技術革新・集落営農等といった新たな地域課題に取り組む組織の育成・確保を推進します。

⑥ 酪農・畜産振興対策

◆ 畜産体制の推進

酪農については、安全で良質な生乳の生産を推進するとともに、家畜改良の促進等により、乳用牛の資質の向上を推進します。

肉用牛については、他品目との複合化を推進するとともに、繁殖雌牛の能力向上などを図り、低コストで安全・安心な肉用牛の生産体制の整備を推進します。

豚や鶏については、飼養管理の徹底を図り、生産性を高める取組みを推進します。
馬については、国などの制度の有効な活用を促進し、経営の安定に向けた取組みを推進します。

◆安平町公共牧場の利用促進

農業経営の安定と優良家畜の育成を支援するため、安平町旭陽牧場の利用促進を進めます。

◆自給飼料に立脚した酪農・畜産の推進

飼料自給率の向上、生産コストの低減、原油価格高騰の影響等への適切な対応を図るため、良質自給飼料の増産と国産自給飼料に立脚した経営の育成を推進します。

◆軽種馬生産地としての魅力向上

本町における軽種馬の生産・育成は、日本を代表する地位を占めており、全国の競馬ファンから注目を集めています。

また、整備された放牧地や育成施設は、美しい景観を形成しており、観光資源としての一面も持ち合わせています。

こうした貴重な地域資源を有する本町の潜在能力を発揮し、地域の活性化を実現するため、各種機関や団体、自治会、地域住民が一体となり、相互に連携できる安平町らしい地域おこしに向けた対策の検討を進めます。

◆家畜防疫対策

家畜市場、食肉処理施設を有する本町において、家畜伝染病の発生は驚異であるなか、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等が近年国内で発生し予断を許さない状況にあることから、衛生管理や農場記帳の徹底を図るとともに、安平町家畜防疫推進協議会等の関係団体との連携によるワクチン接種・施設の消毒など、予防を中心とした防疫対策を進めていきます。

◆「全日本ホルスタイン共進会」開催に向けた対策の検討（重点施策）

2015年度には「第14回全日本ホルスタイン共進会」が本町で開催されることから、主催者や北海道をはじめ関係機関と連携し、防疫体制の徹底を図るとともに、関係機関で構成する実行委員会への支援など、開催に向けた対策に万全を期すよう努めていきます。

⑦ 地域資源を活かしたブランド化の推進

◆消費者ニーズに応じた産地体制の推進

安全で良質な農畜産物を安定的に生産・供給するため、優良品種や契約作物等の導入といった新たな取組み、それら関連施設等を導入する取組みを推進し、競争力に富んだ先進的な産地体制の構築を図ります。

◆農畜産物のブランド化の推進

農業を核とした地域の活性化を図っていくため、契約栽培や直接販売を促進します。

また、地元企業との連携や農産物加工研究センターの活用などによる農畜産物の付加価値向上に向けた6次産業化、地域ブランド開発など新商品開発等を支援する助成制度に取り組むほか、産学官などの異業種との交流によってビジネスチャンスを広げるための支援を検討します。

あわせて、生産資材等の一部を助成しながら作付栽培面積の拡大を図り、農産物のブランド化を目指す振興作物の育成支援事業については、生産者の意欲を引き出せるよう、新たな品目の検討を行います。

◆地産地消の推進

地域住民と生産者の相互理解を深めて、地域経済の循環を進めるため、学校や福祉施設等での給食利用や農業体験事業の実施などによって、地元で生産されたものを地元で消費する機会の増大に努めます。

特に苫小牧市や千歳市、札幌圏などの大消費地に近いという立地条件を活かした地産地消対策の一つとして、地域の農産物を販売する直売所に対する支援を観光振興策と合わせて検討します。

◆農とふれあうグリーン・ツーリズム（注）の推進

本町の農業・農村の魅力を伝え、交流人口の拡大を図るため、自然や農業とのふれあいを求める都市住民等の受入体制づくりと、交流施設や農産物直売所などの交流拠点の整備を推進するとともに、都市をターゲットにした農作業や食の体験交流イベントなどを検討します。

⑧ 有害鳥獣対策の推進

エゾシカ、アライグマ、ヒグマなどの野生鳥獣による農作物等の被害を防止するため、安平町有害鳥獣対策協議会や地域住民と連携し、自然環境に配慮した効果的・効率的な被害防止と捕獲対策を進めていきます。

近年、農業被害の拡大が懸念されるエゾシカについては、広域的な対応が不可欠であることから、北海道や近隣市町村と連携の強化を図りながら対策を進めていきます。

(2) 林業の振興

① 地域の目指すべき森林資源への誘導

◆地域特性に応じた森林区域の設定

森林を地域特性や資源状況、自然条件等を勘案し、「水源涵養林」、「山地災害防止林」、「生活環境保全林」、「保健・文化機能等維持林」の公益的機能別施業森林と、それ以外の「木材等生産林」の5つの森林の区域に設定し、地域の目指すべき森林資源

の姿へ誘導します。

② 計画的な森林施業に対する支援

◆森林管理・環境保全直接支払制度の創設

改正森林法により内容が見直された安平町森林整備計画の基準を満たした森林経営計画を作成する森林所有者や森林経営の受託者に対して、必要な経費が直接支払われる直接支払制度の活用を推進し、計画的な森林施業を推進します。

第2章 恵まれた立地条件を活かしたまちづくり

第1節 元気あふれるまちづくり

2 工業の振興

現状と課題

- 地域産業の振興は、税収や雇用の創出、人口増加など、本町のまちづくりに大きな影響を与えるものであることから、これまでも工業団地の造成や企業誘致活動などの産業振興施策を実施してきました。

平成20年のリーマンショック以降、わが国の景気・経済は低迷を続けていますが、その中でも北海道は、非常に厳しい状態が続いています。

加えて、欧米各国の金融緩和などの影響による円高が、国内での工場経営を難しくさせており、工場の海外移転による国内産業の空洞化が心配されています。
- 本町では、これまで工業団地を3か所造成し、企業誘致活動を進めてきました。

「臨空工業団地」では、東日本大震災後のリスク分散という企業の考え方もあり、工場の増設や既分譲会社からの購入ではありますが、道外企業の現地法人による進出がありました。

「安平工業団地」「臨空工業団地」については、2社が未操業となっていますが、全区画が分譲済みであるため、「北町工業団地」の分譲を進めています。地元企業による購入や町外からの問合せがあるものの、景気・経済の低迷などから思うような成果が見出せない状況となっています。
- 工業団地以外では、食品関連の企業が堅調な業績により、工場の増設を行っています。
- 本町に隣接する「苫小牧東部地域」については、重厚長大型（注）の工業開発地域から、生産機能に加え、研究開発機能や居住生活機能を備えた「産学住遊の複合開発地域」として転換が図られ、比較的順調に企業進出が進み、大規模な自動車関連企業が操業を開始しているとともに、当町においても日本最大規模ともいわれる大規模太陽光発電施設の建設が進められています。

このようなことから、同地域として「都市機能」及び「産業機能」、「公園緑地機能」を担う遠浅地区南部については、関連企業の社員の定住に向けた基盤整備が必要になってくるものと考えます。
- また、企業誘致や定住施策を進めるためには水資源の確保が大きな課題となることから、工業用水などの新たな水資源の確保を進める必要があるとともに、東日本大震災における福島第1原子力発電所の事故により、安全で永続的なエネルギー対策として近年関心が高まっている太陽光などを利用した発電事業者など再生可能エネルギー産業の誘致のための優遇策の拡充を進めることが重要となっています。

基本方針

■「地域の特徴を活かした企業誘致の推進と町内企業の育成支援」

- 道都札幌まで60分、千歳市、苫小牧市に隣接した地理的優位性と、空港、港湾にも近く、町内及び近隣には高速道路のインターチェンジを有するなど、陸・海・空のアクセスにも優れた交通条件と進出企業に対する支援制度のPRを行いながら積極的な企業誘致に努めます。
- 誘致企業をはじめ、既存企業や事業所の育成と安定的経営に向けた業務拡充等に対する支援策の検討、更には各種制度の情報提供を行い、安定した雇用の場の確保に努めます。
- 豊かな農産物や森林資源など地域資源を活用した地場産業の育成や、観光産業と絡めた新たな産業の創出や誘致を目指します。

施策の体系

■「工業の振興」

- 企業誘致の推進
 - ◆ 企業誘致の推進
 - ◆ 周辺環境の整備
- 地場企業の振興
 - ◆ 地場企業への支援
 - ◆ 地域資源の活用

主要施策

(1) 企業誘致の推進

① 企業誘致の推進（重点施策）

空港・港湾、札幌都市圏に近い地理的条件や交通の利便性、自然環境に恵まれた住宅など地域の特性と進出企業に対する優遇措置をPRし、北町工業団地と工場適地の立地環境を考慮し、周辺住民に十分配慮した企業選定を基本に、苫小牧東部地域の関連企業などの軽工業を中心とする誘致活動を重点的に進めるとともに、安全で持続的なエネルギー対策として太陽光などを利用した発電事業者をはじめ再生可能エネルギー産業の誘致のための優遇策の拡充について取り組みます。

また、国内の経済情勢や苫小牧東部地域の進出企業の動向などを見極めながら、魅力のある工業団地の造成を検討します。

② 周辺環境の整備

◆工業用水など新たな水資源の確保

企業誘致を円滑に進めるためには、豊富な水資源が不可欠であることから、新たな水資源の確保に向けた調査、検討を進めます。

◆道路等産業基盤の整備

主要都市に隣接した地理的優位性と、空港、港湾にも近く、町内及び近隣には高速道路のインターチェンジを有するなど、陸・海・空のアクセスにも優れた交通条件を活かすためには、物流の基盤となる道路網の整備が必要であることから、町道整備計画に基づく道路整備と国道・道道の主要幹線道路の整備については引き続き要望活動を進めて産業基盤の整備に努めます。

(2) 地場企業の振興

① 地場企業への支援

◆経営支援の充実

現在町内に進出している企業・事業所は、町の雇用や地域経済を支えており、行政のみならず、地域としても地場企業の継続的経営に向けた取り組みが必要となっていることから、町と地域が一体となった支援体制の構築と、国などによる各種支援策の情報提供を行うとともに、新製品・新技術開発など、新たな事業展開に向けた企業等のニーズに対応するため、助成や研修を行う3市1町（苫小牧市・千歳市・恵庭市・安平町）を圏域とする公益財団法人道央産業振興財団と連携した取り組みを推進します。

◆雇用情報の提供

町内各企業・事業所の雇用情報を町のホームページなどで適時住民に提供し、企業・事業所を支援します。

② 地域資源の活用

産学官や農業・商業・工業などの異業種を横断的に結び付ける仕組みづくりを構築し、地域資源を活用した新たな特産品の開発など、地域産業の創出を目指します。

第2章 恵まれた立地条件を活かしたまちづくり

第1節 元気あふれるまちづくり

3 商業の振興

現状と課題

- 本町においては、近隣都市への大型店の進出による購買力の流失や少子高齢化による商店の後継者不足など様々な課題が山積しています。
このため追分商店街においては、平成10年度に策定した「追分町中心市街地活性化基本計画」に基づき、道道拡幅など商店街の近代化事業を契機とした商業活性化事業の取り組みを進めてきましたが、これからは整備された街並みを活用した「恒久的な活動」による活性化が求められています。
- また、商業核施設「追分ふれあいセンターい・ぶ・き」については、マチを再生させることができる施設として、農業団体などとの連携による新たな活用の創造とともに、町民の利用する割合をさらに増加させていく必要があります。
- 一方、早来商店街においても、国道234号早来道路改築事業による国道切り替え後の商店街の衰退が危惧されたことから、まちづくり基本調査などを行い、平成16年には空き店舗対策として、店舗等のシャッターに絵を描き人の目を楽しませるシャッターアート事業を実施し、平成20年には安平町商工会館を建設するなど、対策を進めてきましたが、より一層の取り組みが求められています。
- 安平・遠浅地区についても、地域住民の買い物利便性を考えると新たな商店などの立地に向けた対策を検討することが求められています。
- 平成20年に安平町商工会となってからは、全町共通の商品券が発行され、さらには安平町商工会が実施する各事業への支援を行ってきました。
また、商店街活性化や街中に賑わいをもたらすよう、デマンド交通の導入に伴う支援を進めています。
- 今後の高齢化の進展を考慮すると、宅配や送迎といった、利用者の利便性を高めると同時に商店街の利用者を増やすような、戦略性を備えた総合的な事業の展開も検討する必要があります。

基本方針

- 「にぎわいと笑顔があふれる商業の活性化」
 - 既存商店の魅力向上や新たな店舗の出店促進を図るなど、中心市街地の活性化と商業の魅力向上に努めます。

- 歩きやすい歩行空間づくりや商業の核となる商業基盤施設や空き店舗の有効活用等による新たな人の流れの創出など商店街の賑わいと商業の活性化に努めます。

施策の体系

- 「商業の振興」
 - 商業の活性化
 - ◆ 商業基盤の整備
 - ◆ 商業活性化策の充実
 - ◆ 商工業者に対する支援

主要施策

(1) 商業の活性化

① 商業基盤の整備

◆ 中心市街地活性化対策の充実

市街地の未利用地などの空きスペースに「ポケットパーク (注)」として、休憩所、花壇や緑地といった歩行者や買い物客の憩いの場を整備し、商店街の賑わいづくりに努めます。

◆ 早来駅前周辺の整備

かねてから懸案となっていた早来駅前周辺の整備については、駅横に併設されている物産館の利用促進を含め、早来商店街の活性化と一体となった整備を検討し、商店街に人が集まる仕組みづくりに努めます。

そのためにも、商工関係団体をはじめ関係機関と協議を行いながら、商店街へ賑わいを取り戻す「中心市街地活性化整備計画 (仮称)」を策定し、取り組みます。

② 商業活性化策の充実

◆ 新たな商業、サービス業の誘致

起業家の掘り起こしや育成、新たな商業やサービス業の誘致活動と支援体制の確立によって、商店街の活性化に努めます。

◆ 空き店舗対策

商店の賑わい創出を図るため、空き店舗を活用したイベントの実施や空き店舗を有効活用した起業支援策として、家賃や改修費などの一部を支援する「起業支援制度」の創設を検討します。

また、デマンド交通の導入にあたり、商工関係団体や各店舗等と連携した取り組みをはじめ、空き店舗や既存施設等を利活用した「たまり場」や「サロン」などの施設

整備等を検討し、賑わい創出を進めます。

◆商業活性化施設等を活用した各種イベントの開催支援

街なかに賑わいを取り戻すため、「追分ふれあいセンターいぶき」などの商業施設等を活用し、観光関係者や農業関係者と一体となった戦略的イベント事業の開催について支援を行います。

◆各店舗へのお客様誘導策の促進

商店街の活性化を図るためには、地域に根ざした各商店の魅力を知ってもらうことが重要であることから、各店舗や事業主等が連携した町内店舗へのお客様誘導を促す事業等に対して支援を行い、にぎわい創出を進めます。

③ 商工業者に対する支援

◆中小企業に対する支援

中小企業の金融円滑化を図るための融資制度及び利子補給制度を継続し、町内企業の育成振興を推進します。

◆新たな商品の開発と販路の拡大

地域資源を活用した新たな商品開発・商品化に対する支援や札幌圏や苫小牧市、千歳市といった大消費地に近いという立地条件を活かした販路の開拓を推進するため、商品開発から販売までを一つのパッケージとして支援する助成制度を新たに創設するほか、産学官に代表されるような、異業種との交流によってビジネスチャンスを広げるための支援を検討します。

第2章 恵まれた立地条件を活かしたまちづくり

第1節 元気あふれるまちづくり

4 観光の振興

現状と課題

○ 北海道における観光は、豊かな自然や豊富な食など観光資源に恵まれており、国内では「北海道ブランド」として確立されていますが、近年は中国をはじめとするアジア諸国においても、「北海道ブランド」が認知されつつあります。

その一方では、高齢者・しょうがい者・外国人など、誰もが安心して旅行できる受け入れ環境の整備については、様々な課題を抱えています。

観光ニーズについては多様化が進み、従来の団体旅行が減少して小グループや個人旅行といった少人数による観光が増加していることから、これらの新しいニーズに対応した情報発信が求められています。

○ 本町の観光については、鹿公園やときわ公園、安平山スキー場、牧場、温泉、ゴルフ場といった観光資源があるものの、観光産業として確立されているものはなく、イベント型・通過型といった状況となっていることから、今後は滞在型の観光を観光協会などと連携して検討していくことが必要であり、交流人口の増加を図ることが主要な課題となります。

また、各地で取り組まれているグリーン・ツーリズムなどの農業体験型の観光については、農業者や地域住民を巻き込み、地域の総力をあげて取り組んでいく必要があります。

○ 合併後、旧町のまつりを再編して新たにスタートさせた「あびら夏！うまかまつり」は、本町最大のイベントであることから、その集客力を活用し、本町の魅力を発信していきます。

また、滞在型の観光開発と合わせて、新千歳空港や苫小牧港を利用する観光客の待ち時間を活用する短時間観光の開発や広域連携による観光ルートの設定、リピーター(注)を増やす仕組みの創造など、今までにない新たな手法を検討する必要があります。

基本方針

■ 「地域資源を活用した新たな魅力ある観光の創出」

○ 鹿公園やときわ公園、安平山スキー場、牧場、ゴルフ場などの既存の観光資源に訪れる観光客が町内で回遊・滞在する仕組みの構築を目指し、魅力ある観光の創出を目指します。

○ 地域資源を活用した「名物」の研究・開発など新たな観光資源の創造に努めます。

また、観光客に対するもてなしの心の育成を図り、交流促進による地域の賑わい創出と活性化によって、リピーターの増加を目指します。

- 町内及び周辺市町村も含めた広域的な観光ルートの設定を図り、統一された案内表示を行うなど、観光客が周遊しやすい環境づくりを進めます。

施策の体系

■「観光の振興」

- 新たな観光的魅力の創造
 - ◆ 既存の観光資源の有効活用
 - ◆ 各種イベントの開催
 - ◆ 新たな観光資源の開発
- 観光ネットワークの形成
 - ◆ 町内観光ルート及び広域観光ルートの形成
 - ◆ 旅行代理店との連携・協力

主要施策

(1) 新たな観光的魅力の創造

① 既存の観光資源の有効活用

◆ぬくもりの湯の有効活用（重点施策）

ぬくもりの湯については、スキー場やキャンプ場などの公共施設やパークゴルフ場などの民間施設との連携及びノーザンホースパークマラソンや独自イベント等により入客数の増加を図るとともに、ぬくもりの湯を活用した健康教育活動の場としての活用を検討するなどして、新たなニーズの創出により有効活用を図ります。

◆クラスターステーション構想の推進による既存の地域資源の観光化（重点施策）

町内の公共施設や牧場、温泉、レストランなどを観光の拠点として指定し、その一つ一つを様々な手法で結び付け、町全体を一つの観光地として機能させるクラスターステーション構想（注）の実現に向けた事業展開を進めます。

また、非営利団体やまちおこし団体をはじめ官や民が実施している体験プログラムを活用し、地域に触れてもらうことで地域の魅力を感じ地域を知ってもらうよう、交流人口の拡大と繰り返し町に来てもらうリピーターの仕組みづくりを目指します。

◆花をテーマとした観光振興

花を観光資源とする新たな視点に立ち、「赤いひまわり」「すずらん」「水芭蕉」「菜の花」などをテーマとした花MAPの作成による観光ルートの設定や地域住民と一体となった花の植栽など、花をテーマとした観光振興を推進します。

◆自然を活用した観光振興

中止となった安平ダム事業跡地の安平川上流域は、森林によって水を貯えるという「グリーンダム構想」に基づいた整備計画の策定を検討し、森づくりや自然復元の場、交流や環境学習の場の形成を目指し、住民参加による植林やきのこ栽培、カヌーづくりなどの林産体験、癒しの森づくりなどを計画的に推進し、観光的な魅力の向上に努めます。

また、瑞穂ダムについては、ダム湖を利用したカヌー体験の検討や水辺環境と調和のとれた景観づくりを推進します。

◆農業を活かした観光振興

都市住民を主な対象とした、地域の農作業や収穫、加工、調理などを体験できる仕組みづくりを検討し、新たな観光振興策として育成を図ります。

また、農村地区の牧歌的な風景は、観光資源としての潜在的な力を秘めていることから、観光客の心を捉えるような風景を研究し、観光化に取り組みます。

◆軽種馬産業と連携した観光振興

優駿のふるさとである本町には、世界に名を馳せる有名なサラブレッドが多数繋養されており、これらの馬を見学するために多数の観光客が本町を訪れているものの、市街地へ回遊させる仕組みづくりができていないことから、クラスターステーション構想に基づいた観光客の取り込み策を検討します。

② 各種イベントの開催

◆各種イベントの開催及び支援

合併後、新たにスタートさせた「あびら夏！うまかまつり」は、当町最大のイベントであり、今後も観光的な魅力の向上を図りながら開催していきます。

また、ノーザンホースパークマラソンのように民間事業者が主催するイベントや商工関係者や農業関係者などが行う既存の施設や空き店舗などを活用したイベントの開催については、戦略的な視点をもって支援し、新たな観光資源として育成を図ります。

③ 新たな観光資源の開発

◆新たな名物や商品の開発

本町の地域資源と結びついた新たな名物商品の開発のため、商品開発から販売までを一つのパッケージとして支援する助成制度を新たに創設し、開発環境の整備に努めるほか、産学官に代表されるような異業種間の交流を促進することで、新しいアイデアが生まれる環境を整えていきます。

◆新たな観光事業の創造

観光協会などとの連携によるプロモーションビデオ（注）撮影などの誘致やゴルフ

場と連携した短期宿泊型事業、新千歳空港や苫小牧港の近隣という立地条件を活かした出発時刻までの時間調整に対応する短時間観光などの新たな観光事業を企画・検討します。

◆地域住民と一体となった観光の振興

観光の振興を図るうえで重要なことは、その場所が観光地であるということを地域住民が認識することが重要であり、あわせて観光客をもてなす心（ホスピタリティ）が大切であることから住民への啓発、観光ボランティアの育成、自治会・町内会単位での景観整備など地域住民と一体となった取り組みを推進します。

また、観光分野に精通した団体の育成やNPO等をはじめとした観光業務を担う受け皿の確保等について調査研究をしていきます。

◆スポーツ観光の推進（重点施策）

スポーツは、「見る・する・支える」といった要素をはじめ、感動と相互理解を呼び起こし、異なる地域からの交流人口の拡大を促すことから、観光と非常に密接な関係にあります。

そのため、合宿やスポーツ大会の誘致活動を積極的に行い、スポーツ施設や宿泊施設の利用促進をはじめ、食糧調達や食事の提供といった町内での経済波及効果を含めた産業振興や地域の活性化につなげていくスポーツ観光の取り組みを推進します。

（2）観光ネットワークの形成

① 町内観光ルート及び広域観光ルートの形成

◆観光案内版の整備

各種公共施設やクラスターステーション構想に基づき指定された施設などを中心として、地域住民や観光客にわかりやすく、景観に配慮した観光案内板や標識類の整備を外国語表記なども含めて検討します。

◆町内観光ルートの形成

クラスターステーション構想に基づき指定された観光拠点をNPO等とも連携して様々な手法で結びつけ、モデルコースの提案や魅力的な観光ルートの形成を図ります。

◆広域観光ルートの形成（重点施策）

東胆振1市4町の連携による相乗効果によって観光的魅力の向上を図ることを目的に設立された「東胆振地域ブランド創造協議会」による事業（アンケート調査、モニターツアーの実施、食の商品開発、お土産開発、観光情報の一元化）を契機として、町内の観光ルートとも連携した東胆振広域観光ルートの確立を図ります。

その他にも、行政界にとらわれない新たな広域観光ルートの形成に向けた取り組み

を推進します。

② 旅行代理店との連携・協力

◆旅行代理店との連携・協力

団体型のパッケージツアー（注）が減少している状況を逆手にとり、旅行代理店と連携してパッケージツアーを企画するなど、旅行代理店との連携・協力の模索と旅行プログラムの設定を検討します。

第2章 恵まれた立地条件を活かしたまちづくり

第1節 元気あふれるまちづくり

5 新たな地域産業の創出

現状と課題

○ 雇用に関する施策は、以前は国や道が担う仕事として整理されていましたが、平成11年の改正雇用対策法によって「地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講じるように努めなければならない。」と定められたことにより、町として企業誘致・起業支援をはじめとする様々な雇用対策が求められています。

また、労働者の雇用環境は、グローバル化の進展に伴って、世界中の国々との競争にさらされており、厳しさを増していることから、生活の安定や労働環境の向上に向けた対策が求められています。特に中小企業と大企業の格差は広がる一方であることから、中小企業の労働者の生活安定に向けた対策が必要となっています。

さらに、季節労働者については、北海道における冬季の事情を考慮した対策を進める必要があります。

○ 高齢化の進展や女性の社会進出により「福祉」「育児」などの分野における新たな雇用の需要が拡大していることから、これらに対応した職業能力や技術の向上のための施策による新たな雇用機会の創出とともに、雇用に関する情報提供の体制の充実化を進めていく必要があります。

○ 本町においては、シルバー人材センターを中心とした高齢者の雇用がある程度確保されている状況にありますが、今後とも年金支給年齢の延長に伴う雇用や、男女共同参画社会を実現していくためにも、高齢者や女性が安心して働くことができる環境整備が必要となっています。

○ 一方、新卒者や若年労働者は、働く場を求めて町外へ流出している状況が続いていることから、企業誘致や新たな産業の創出などの積極的な取り組みによる雇用の場の確保や、本町から通勤できる「安くて快適な住宅」の提供などの対策による生活環境の整備が必要となっています。

○ 地域の産業である農業、工業、商業、観光などそれぞれが潤いと活力ある発展をするためには、異業種間の連携を強化し、農畜産物などの地域資源を活用した新たな特産品の開発や牧場などの資源を活用した観光産業など、新たな地域産業の発掘が必要です。

また、個人、企業などが新事業を起こす際の総合的な相談窓口の設置によって、安心して事業を進めることのできるサポート体制の整備が必要となっています。

基本方針

■「地域資源の活用による新たな地域産業の創出」

- 労働者が豊かさを実感できる地域づくりを進めるため、労働環境や生活環境の向上に努め、企業誘致や企業支援策と連携した新たな雇用機会の創出に努めていきます。
- 地域に根差した産業の育成を図るため、産業間の交流や意見交換の場づくりなど産業交流事業を積極的に行います。
- 地域の人材や資源を活用した新たな起業者の支援や既存企業の新分野への進出支援など産学官と連携した取り組みを推進します。

施策の体系

■「新たな地域産業の創出」

- 雇用の創出
 - ◆雇用の創出
 - ◆雇用情報の提供
 - ◆労働者の生活安定対策
- 異業種間交流の促進
 - ◆異業種間の交流促進
- 起業支援対策の充実
 - ◆起業支援対策の充実

主要施策

(1) 雇用の創出

① 雇用の創出

◆クラスターステーション構想の推進と地域物産販売所の整備検討

町内の公共施設や牧場、温泉、レストランなどを観光の拠点として指定し、その一つ一つを様々な手法で結び付け、町全体が一つの観光地として機能するクラスターステーション構想の実現に向けた検討を進める中で、地域の農畜産物等を販売する地域物産販売所の整備を検討するなど新たな雇用の場の確保に努めます。

◆苫東立地企業の関連産業の誘致検討

苫小牧東部地域に立地の進んだ自動車関連産業などの関連企業の誘致や苫東立地企業からの町内企業への受注を支援するなどして、雇用の場の創出に努めます。

② 雇用情報の提供

◆雇用情報の提供

町内各企業・事業所からの臨時的な雇用情報も含め、迅速な情報提供を継続し、企業及び事業所と労働者への支援体制の充実を図ります。

③ 労働者の生活安定対策

◆労働者の生活安定対策

町内に居住する労働者に対し、生活資金や教育資金などの貸付事業を継続し、勤労意欲の向上と生活の安定化を図るなど労働者の支援を行います。

また、季節労働者については、北海道における冬季の事情を考慮した対策を進める必要があります。

(2) 異業種間交流の促進

① 異業種間の交流促進

◆異業種間の交流や情報の収集・提供を行う産業交流事業の推進（重点施策）

農業・商業・工業・観光など各産業の異業種間交流の場となる産業交流事業を展開し、情報収集・提供による新たな産業の創出や中小企業の掘り起こしなどに努めます。

◆異業種間交流の促進による新たな名物や商品の開発

産業交流事業など異業種間交流事業を促進し、得られた情報をベースに地域の特産物である農畜産物などの加工や食材としての付加価値向上の検討を進めて、新たな名物や商品の開発を進めます。

(3) 起業支援対策の充実

① 起業支援対策の充実

◆総合的な相談窓口の設置

地域資源を活用した新たな名物や特産品の開発など、個人や企業などが新事業を起こす際の総合的な窓口の設置と庁舎内の連携による受け入れ体制の確立を目指します。

◆起業に関する情報の提供

各地域での起業化情報や起業化に向けた基礎的知識習得の研修会情報、経営の実務などの最新情報を提供する研修会などの情報収集に努め、起業希望者に対する情報提供に努めます。

◆地域に根差した新たな起業支援体制の確立（重点施策）

地域内の個人や企業などが新たに事業を起こすための調査・研究に対し、助成や研修などの支援を行う公益財団法人道央産業振興財団と連携した取り組みを推進し、総

合的な支援体制の充実を図ります。

第2章 恵まれた立地条件を活かしたまちづくり

第1節 元気あふれるまちづくり

6 地域エネルギー対策

現状と課題

- 私たちの暮らしが快適になるにつれて、エネルギー需要が増えていますが、日本はエネルギー資源のほとんどを外国からの輸入に頼っており、国内のエネルギーの安定供給が我が国にとって重要な課題となっています。
また、東日本大震災における福島第1原子力発電所の事故によって、原子力に置き換わる安全で永続的なエネルギー資源の開発が求められるようになりました。
- そのような中、北海道は再生可能エネルギー豊かな地域であることから、近年関心が高まっている環境への影響が少ない太陽光や風力、水力、バイオマス資源（注）などを利用した再生可能エネルギーへの転換が可能な地域であるといえます。
- 本町においては、公用車にハイブリッドカー（注）を導入し、公共施設の照明や街灯、一般住宅などのLED化を促進するなど、省エネルギー対策を推進しているほか、公共施設や一般住宅への太陽光発電システム設置を促進するなどエネルギー対策にも取り組んできました。今後は本町に限らず、周辺地域を含めた中でバイオマス資源などの地域資源のエネルギー化について様々な可能性を調査・検討していく必要があります。加えて、天然ガスは地球温暖化などの深刻な環境問題に対応した、クリーンなエネルギーとして注目を集めていますが、本町においては国内最大級を誇る勇払ガス田のパイプラインが通っており、また、サハリン天然ガスのパイプライン敷設予定地域であることから、天然ガスの利用実現に向けた研究が必要と思われます。

基本方針

- 「将来を見据えたエネルギーの利活用の研究」
 - 太陽光や風力、水力、家畜糞尿や農業残渣といったバイオマス資源などの再生可能エネルギーの活用を目指し、調査・研究に取り組むほか、省エネルギー対策を推進します。

施策の体系

- 「地域エネルギー対策」
 - 地域エネルギーの活用
 - ◆ 地域エネルギーの活用
 - ◆ 省エネルギー対策

主要施策

(1) 地域エネルギーの活用

① 地域エネルギーの活用

◆地域資源のエネルギー化の検討（重点施策）

家畜糞尿や農業残渣・食品残渣、おが屑などの低・未利用となっている地域資源をエネルギー化し、町内で消費する仕組みを構築して、エネルギーの地産地消による循環型社会を確立するための調査・研究を進めます。

◆再生可能エネルギーの利用方策の検討（重点施策）

世界規模で進められている温暖化対策や限りある資源の有効活用、環境にやさしい地域の取り組みとして、太陽光、風力、水力、その他の再生可能エネルギーの利活用方策についても検討を進め、化石燃料の枯渇によるエネルギー高騰時代にも対応できる将来を見据えた地域づくりを目指します。

特にこれまで有効活用が進んでいなかった雪については、建物を冷却し、冷房の使用を抑制する新たなエネルギーとしての有効活用が期待できることから、公共施設における導入の検討や農畜産物を保管する施設への有効活用など、再生可能エネルギーとしての利活用について調査・検討を行います。

◆町内における再生可能エネルギーの利用促進

再生可能エネルギーを普及させるためにも公共施設などへの太陽光発電システム等の設置や企業などにおける先進的な取り組み事例を参考にした再生可能エネルギーの活用を推進していくとともに、一般家庭における太陽光発電システムの設置を支援するなど、再生可能エネルギーの利用促進を図ります。

② 省エネルギー対策

◆公共施設等の省エネルギー対策

公共施設や街灯などのLED化については、電気料削減効果に加えて更新・修繕といったタイミング、住民要望などを踏まえながら推進し、省エネルギー化を進めるほか、町が購入する物品などは省エネルギー対策機器の導入を検討し、光熱水費の抑制に努めます。また、公用車の購入にあたっては、電気自動車やハイブリッドカーなど低燃費車の導入を検討します。

◆地域の省エネルギー対策の推進

限りあるエネルギー資源を可能な限り将来に引き継ぐため、地域での省エネルギー啓蒙活動を推進するほか、一般家庭への省エネルギー対策機器の導入を推進します。

第2章 恵まれた立地条件を活かしたまちづくり

第2節 良質な住宅の確保

1 安価で良質な住宅の確保

現状と課題

- 町が分譲する住宅地については、アイリスタウン、ラ・ラ・タウンおいわけ、町営若草団地の3か所があり、定住化施策を展開しながら分譲を進めていますが、近年の経済状況や周辺市町村での宅地開発などもあり、民間による宅地販売数を含め、販売件数が伸び悩んでいる状況となっておりますが、短期的には現在の分譲地の完売を目指していきます。中長期的には、苫小牧東部地域への企業立地や立地企業の雇用の状況などを見極めながら、新たな宅地造成が求められた場合の造成予定地の検討などを進めることが必要となっております。

- 公営住宅の整備は、建て替えや新規整備、既存公営住宅の活用等の方針を示した「公的住宅ストック総合活用計画」に基づいて、整備を進めてきましたが、今後は既存の公営住宅の老朽化に伴う維持管理経費や修繕工事の増加が見込まれることから、新たに作成した「安平町公営住宅等長寿命化計画」に基づいて、計画的に適切な措置を行っていくことが必要となります。
また、公営住宅の適切な維持管理を行うためには、入居者の協力が必要であることから、公営住宅周辺の環境整備を行うための入居者による自治組織の構築などによる協力体制の整備を進めていくことが必要です。

- 町の最重点施策として実施してきた「定住化施策」のもとでも人口減少が続いていることから、宅地分譲のほかに、平成21年度には町外からの通勤者等を対象とした移住促進住宅を設置し、加えて所得制限により公営住宅に入居できない方などへの対応として、平成23年度からは民間賃貸共同住宅の建設支援を始めましたが、今後も移住者の幅広いニーズに応じた新たな定住化施策の検討を進めていくことが必要となります。

基本方針

■ 「安価で良質な住宅の提供」

- 戸建て住宅については、住宅需要の動向を踏まえながら上下水道や道路、公園等の基盤を先行的に整備しつつ、多様な住宅ニーズに対応できる宅地の供給を進めます。

- 定住人口の拡大や世代間における交流が可能となるように、子育て世代の若い方から高齢者まで、いずれの世代も暮らしやすいニーズに応じた計画的な住宅の供給に努めます。

施策の体系

■「安価で良質な住宅の確保」

- 魅力ある宅地の供給
 - ◆優良住宅地の継続供給
- 公営住宅等の整備、改修
 - ◆公営住宅等の計画的な建替え事業の推進
 - ◆既存公営住宅等の計画的改修の推進
 - ◆公営住宅入居者による自治会組織の構築
- 民間賃貸住宅の建設誘導対策
 - ◆民間賃貸住宅の建設誘導対策

主要施策

(1) 魅力ある宅地の供給

① 優良住宅地の継続供給

◆優良住宅地の継続供給

定住人口の拡大を図るため、分譲中のアイリスタウン、ラ・ラ・タウンおいわけ、若草団地の積極的な販売を継続し、定住化施策と合わせた展開により、一層の分譲を進めます。

◆計画的な都市基盤整備の推進

地理的優位性を活かして利便性の向上を図るため、生活の基盤となる町内幹線道路や橋梁、生活道路の整備・改良を計画的に推進します。

また、快適でうるおいある生活環境の形成を図るため、簡易水道による水道未普及地域の解消に努めるとともに、下水道事業を推進し早期供用開始を目指します。

◆企業立地や住宅需要に基づいた新たな宅地造成の検討

苫小牧東部地域の企業立地動向や住宅需要の動向を的確に把握し、都市計画及び土地利用計画に基づいた新たな宅地造成予定地の検討を進めるとともに、優良田園住宅など、都市住民が求める生活スタイルにあった宅地の提供についても検討を進めます。

また、民間資本を活用した住空間の整備についても検討を進めます。

◆情報提供の推進

本町における住宅建設が可能な住宅地リストの整備に努めるとともに、公共の未利用地リストや民間分譲情報の提供など定住化施策と一体となった取り組みに努めていきます。

(2) 公営住宅等の整備、改修

① 公営住宅等の計画的な建て替え事業の推進

公営住宅の整備は、今後必要とされる公営住宅の戸数や高齢者向けの住宅などについて記した「安平町公営住宅等長寿命化計画」に基づいて計画的に進めていきます。

② 既存公営住宅等の計画的改修の推進

既存公営住宅については、老朽化が進み維持管理費や修繕工事などが今後増加することが予測されることから、「安平町公営住宅等長寿命化計画」に基づいて、計画的に改修を進めていきます。

③ 公営住宅入居者による自治組織の構築

公営住宅の管理については、戸建て住宅と同様の考え方にに基づき、周辺環境の整備などを入居者が行う自治組織の構築を推進します。

(3) 民間賃貸住宅の建設誘導対策

① 民間賃貸住宅の建設誘導対策

定住化を進めるにあたっては、地域に住んで地域の環境を理解したうえで住宅を建設したいというニーズやライフステージに合わせて住宅を住み替えたいというニーズがあることから、所得制限等により公営住宅に入居できない方への対応など、多様なニーズに応えるための対策として民間賃貸共同住宅の建設支援を行います。

第2章 恵まれた立地条件を活かしたまちづくり

第2節 良質な住宅の確保

2 定住促進対策

現状と課題

○ 町の最重点施策である「定住化施策」については、宅地分譲や住宅建設奨励事業、転入奨励助成事業などを実施してきましたが、人口減少が続いていることから、これまでとは違う新しい視点による定住化施策の展開が必要となっています。

今後も、既存の工業団地や苫小牧東部地域の立地企業、関連企業を中心に集中的なPR活動を行ったり、団塊の世代や都市住民を対象とした取り組みなど、ターゲットを絞った集中的な取り組みが必要です。

○ 移住・定住希望者への対策としては、既に移住してきている方々から意見を聞き、地域の良い点悪い点などを分析するなどして、情報提供の改善に向けた取り組みを推進するほか、移住経験者と移住希望者との交流の機会を提供するなどの対策が必要となります。

移住・定住に関する相談・依頼に適切に応じられるように、空き家や土地、雇用、子育て支援対策などの移住・定住に関する情報の収集と提供が的確に行えるような仕組みの構築と人材の育成が必要となっています。

基本方針

■ 「定住促進対策」

○ 町内における不動産情報の一元的な収集・提供体制を確立し、町内における住み替え希望者や町外からの転入希望者に対する情報提供と移住希望者に対する移住体験事業の実施に努めます。

○ 各種広告媒体を活用した宅地や定住施策のPRを積極的に行い、U・Iターン(注)希望者も含めた定住人口の増加に努めます。

施策の体系

■ 「定住促進対策」

□不動産に関する情報収集、提供体制の確立

◆情報収集・提供体制の確立

◆各種産業に対する施策及びNPO等と連携した定住促進

◆移住・定住に関する情報の提供

主要施策

(1) 不動産に関する情報収集、提供体制の確立

① 情報収集・提供体制の確立

◆不動産情報ネットワークの構築

住民、自治会・町内会等から空き家情報や民間が分譲している土地情報などの不動産情報の収集に努め、これらのデータを移住希望者や企業、町内の住み替え希望者などに提供し、需要と供給のマッチングによって地域の住宅等の資産が有効活用されるような、不動産の流動性を高める仕組みの構築を推進します。

あわせて、町内の建設産業の振興や快適な住環境の整備といった観点から、住宅リフォーム等の助成制度の導入検討を行うとともに、移住定住を促すことを目的とする空き家リフォーム支援制度の検討を進めます。

◆各種広告媒体を使った住宅団地等のPR活動

定住人口を増加させるためには、移住・定住希望者のニーズにあった環境の整備や施策の実施が重要ですが、地域の魅力や支援事業を広く町内外に周知することも重要であることから、これまで実施してきた各種広告媒体を使ったPR活動を継続して実施するとともに、ターゲットを絞った新たな取り組みについて検討を進めます。

また、現在行っている住宅建設奨励事業や出生祝金などの定住促進施策については、その時々々の時代にあった制度となるように適時内容の見直しを行い、その都度各種広告媒体を使ったPR活動を行います。

② 各種産業に対する施策及びNPO等と連携した定住促進

◆各種産業施策との連携による定住促進

新規就農者対策や起業者支援対策、企業誘致施策など各種産業施策と連携した人口増加・定住対策を推進します。

また、町内立地企業の労働者の多くは、町外から通勤しており、今後はいかにして企業労働者の定住化を進めていくかが大きな課題となっていることから、立地企業等との連携を図りながら移住定住を促していきます。

◆NPO等と連携した定住促進

定住促進対策として、北海道が提唱している「北の大地への移住促進事業」や移住の受け入れに積極的な町村が参加した「北海道移住促進協議会」、「NPO法人住んでみたい北海道推進会議」等と連携し、公共とNPO等との相互協力により定住化を進めていきます。

③ 移住・定住に関する情報の提供

◆移住・定住体験事業の継続

見知らぬ地域へ移住を決断する移住・定住希望者の不安払しょくと地域の良さを自ら体験してもらうため、移住体験住宅による「おためし暮らし事業」をはじめとした

体験事業等を継続して行います。

◆移住・定住アドバイザー(仮称)の創設

定住人口を増加するためには、地域住民の協力も必要であることから、移住経験者を「移住・定住アドバイザー(仮称)」として登録し、その経験を活かして移住希望者へアドバイスを行ってもらい、移住・定住希望者の不安の払しょくと移住に向けた後押しをしていただくなど、町民と町が一体となった移住・定住促進体制の構築を推進します。

第3章 豊かなこころを育む学びのまちづくり

第1節 一人ひとりの個性や可能性を伸ばすまちづくり

1 個人を尊重する成熟したまちづくり

現状と課題

- 男女共同参画社会とは、男女が互いに人権を尊重し合い、性的差別を受けることなくその個性と能力を十分に発揮できる社会を言い、男女共同参画社会の実現に向け、国では「男女共同参画社会基本法」を制定し、「男女共同参画基本計画」を策定し取り組みを推進してきました。
- しかし、これらの取り組みを経ても、意識や社会慣習の上で男女の固定的な役割分担に関する考え方が根強く残っており、就労や政策決定の場、さらに家庭内においても男女平等が完全に実現しているとは言えず、その個性や能力を十分に発揮するには多くの課題が残されているのが現状です。
- 本町においても、女性の労働状況や地域社会への参画状況等の各指標から地域独自の課題があり、解決に向けた取り組みを進めるための重点的な施策等を取り入れた計画の策定が急務となっています。
- 安平町の主な審議会等における女性委員の参画状況は21.7%、消防団に占める女性の割合は6.8%、町議会の議員数については7.1%、町職員の管理職については7%、自治会町内会長においては男性のみで構成されています。
- 本町における女性のまちづくり等への参画状況は、国や北海道に比べ低くなっています。男女共同参画があらゆる年代、立場の方々に必要であるという認識の不十分さや、女性が社会参画に対して消極的であったり女性の意見が反映されづらい現状から女性のリーダーが育成されていない状況が予想されます。
- このような現状を踏まえ、行動指針となる実効性のある計画とするため、平成23年11月に「安平町男女共同参画基本計画」を定めました。

基本方針

- 「個人を尊重する成熟したまちづくり」
 - 人権に関する意識と男女共同参画社会の意義の啓蒙に努め、あらゆる分野における男女共同参画の意識の醸成を図ります。
 - 住民が安心して相談できる包括的な相談窓口の設置と専門機関との連携体制の構築など支援体制を整備します。

施策の体系

■「個人を尊重する成熟したまちづくり」

□人権の尊重

- ◆人権に関する意識啓発
- ◆各世代における人権教育の充実
- ◆人権相談・体制の充実

□男女共同参画社会の推進

- ◆男女共同参画に向けた意識改革・啓発活動の推進
- ◆男女共同参画に向けた教育の推進
- ◆政策・方針決定機関への女性参画の推進
- ◆男女共同参画に向けた行政の推進
- ◆相談・支援体制の充実

主要施策

(1) 人権の尊重

① 人権に関する意識啓発

誰もが人間として等しく自然に生きることができる「ノーマライゼーション」の理念が定着する社会をつくりあげていくため、「人権」に関する意識啓発を進めていきます。

② 各世代における人権教育の充実

子どもや高齢者層など、各世代における人権教育の充実化に努め、それぞれの持つ個性や能力を活かしながら学び、明るく住みよいまちづくりを目指していきます。また、子どもの人権を守る意味からも、子どもの権利に関する町民意識の醸成とともに、社会的な問題となっている「いじめ」「児童虐待」「夫婦間等近親者間で起こる暴力（ドメスティック・バイオレンス）」などの対策に努めていきます。

③ 人権相談・体制の充実

人権擁護委員及び関係機関との連携を深め、身近な人権問題に関して気軽に相談ができる機会の提供に努めていくとともに、多様な人権問題を解決していくため、研修会等を通じた人権教育・啓発担当者の育成やさらなる体制の充実化を目指していきます。

(2) 男女共同参画社会の推進

① 男女共同参画に向けた意識改革・啓発活動の推進

これまで男女共同参画に関する町独自の啓発活動は行っていなかったことから、国や北海道、他の地域における先進的な取組事例や最新の情報、制度等の情報収集に努め、町広報等を通じた情報提供など啓発活動を推進します。

② 男女共同参画に向けた教育の推進

学校教育においては、人権学習や家庭科、保健体育、社会科などの教育課程において男女共同参画に関連する教育を進めていることから、引き続き、これらの教育の充実に努めるとともに、教職員に対する研修機会の充実に努めます。

また、育児、介護等に関する男性への学習機会の拡充や参加の促進、生涯学習や保健福祉関連講座などによる男女共同参画に関する啓発を行うなど学習の推進に努めます。

③ 政策・方針決定機関への女性参画の推進

各委員会や審議会等において、女性の参加が少ない状況であることから、企業等における取組事例などの情報収集と提供、各種委員会等における公募制の推進や公募基準の明確化などにより政策決定機関等への女性参加の推進に努めます。

④ 男女共同参画に向けた行政の推進

町行政の執行体制の男女共同参画を進め、地域のモデル事業所となるよう、女性の管理職登用や女性職員の採用、さらには、育児休暇等の欠員時に任用できる保健師や保育士などの「経験者登録制度」を検討するなど行政の率先した取り組みを進めます。

また、職員の意識の向上を図るため、男女共同参画に関する研修会の開催や制度の活用促進や周知を行います。

⑤ 相談・支援体制の充実

事例に応じ各窓口で相談に応じていますが、様々な分野にまたがる事例などを考慮し、包括的に相談できる総合的な相談窓口（ワンストップ窓口）の設置や、専門的な知識を必要とする事例に対応するための研修会、専門機関との連携体制の構築を検討します。

第3章 豊かなこころを育む学びのまちづくり

第1節 一人ひとりの個性や可能性を伸ばすまちづくり

2 就学前教育・学校教育の充実

現状と課題

(就学前教育)

- 幼児期は、家庭を中心とした生活から、生活の範囲や他人との関係など様々な環境や、興味、関心などが広がり、依存から自立に向かう時期にあることから、幼稚園・保育園では、家庭との連携を密にし、子どもの心や生きるための基礎を養うことが大切であり、小学校へつなぐという指導が必要になります。
- 本町における就学前教育は、早来地区のへき地保育所3園を統合し、国の基準に沿った保育園と幼稚園の機能を合わせた「幼保連携型認定こども園」を平成22年度から開園し、以前から要望が多かった給食や一時預かり保育、休日保育などを行っています。今後は追分地区における幼保連携型のこども園の設置検討が課題となっています。
- しかし、入園児童については当初計画を上回り、また、多様な保育サービスを提供するためには、有資格者の確保が課題となり、これまでの短期的な任用では応募が少なく、正職員にした場合には職員が増加し職員適正化計画と相反することとなるため、構造改革特区制度を活用し嘱託職員を確保しました。

(学校教育)

- 平成14年度に施行された学習指導要領については、学力の低下などが要因となり、「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」を兼ね備えた「生きる力」を育むための新学習指導要領による授業が平成23年度に小学校から開始され、平成24年度からは中学校、平成25年度から高校で順次開始されることとなっています。
- また、新たな学習指導要領では、家庭における挨拶や食事の大切さ、そして地域全体で子どもたちを見守り育てることの大切さなど、現代社会では薄れ忘れつつあることを取り戻すような取り組みを推進しています。
- 本町の児童生徒数は減少傾向にあり、これに比例し学級数も減少しつつあります。その様な中、富岡小学校と早来小学校の統廃合が決まり、富岡小学校は平成23年度末をもって閉校したことから、閉校後の施設及び土地利用が課題となっています。
- 児童生徒数が減少する中で、きめ細かな学習指導や生活指導などを主眼に町独自の「少人数学級」の導入を目指していましたが、国では30年ぶりに40人学級を見直し1学級35人学級の実現に向け、新たな教職員定数改善計画の策定や予算の確保に動

き出し、将来的には小学校低学年に 30 人学級の実現を目指すこととしています。

- 特別支援教育（注）については、平成 22 年度から中学校へ特別支援教育補助員として職員を派遣配置し、発達しょうがいを持つ生徒に対してきめ細かな指導に努めています。
- 児童・生徒が 1 日の多くを過ごす小中学校の耐震化などの安全性の確保については、老朽化が著しかった追分中学校については、平成 22 年度から新築工事に着手し、平成 24 年度に外構工事や旧校舎を解体し工事が終了する予定となっています。その他の学校施設の耐震化については、平成 22 年度に早来中学校の工事が終了しましたが、耐震基準を満たしていない幼稚園・小学校の耐震工事を早急に実施し児童生徒の安全を確保する必要があります。
- 追分学校給食センターと早来学校給食センターについては、老朽化が進み今後の維持補修費用や運営費などを考慮し、加えて学校給食衛生管理基準が強化されたこともあり、児童生徒に安全な給食を提供できる新たな給食センターの整備が必要となっています。

（高等学校）

- 北海道追分高等学校は、昭和 24 年に地域の強い願いが反映されて開校し、「自立」「誠実」「実践」の校訓の下、約 7 千人の人材を送り出し、人間としての総合力育成を重視した少数精鋭の公立普通学校として、地域とともに歩んできました。
- 生徒数については、地元からの進学者が減少したこともあり、平成 7 年度から普通科 2 学級となりました。そのため、魅力ある学校づくりに取り組み、そして、地元中学校をはじめ近隣中学校へ出向き、追分高等学校の魅力を PR し進学者の確保に努めてきました。
- しかし北海道教育委員会では、平成 22 年度からさらに 1 間口を減とする公立高等学校配置計画を示したことから、現行間口の維持要望を強力に進めてきましたが、平成 22 年度から普通科が 1 学級となり、今後は存続問題を取り巻く環境が一層厳しくなるものと予測されます。

基本方針

- 「就学前教育・学校教育の充実による個性や可能性を育むまちづくり」
 - 就学前教育施設については、幼保一体化に向けた取り組みと民営化による質の高い保育サービスの提供や経営の効率化などを進めます。

- 豊かな人間性や社会性、国際社会に向け学校における基礎基本学力の定着と「生きる力」の育成、善悪の判断や他人を思いやる心を大切にする教育について、学校・家庭・地域が連携した取り組みを推進します。
- 特別支援教育などのきめ細かな指導に努めるとともに、地域の資源や人材を活かした「学社融合事業」の推進による魅力ある授業や地域に開かれた学校づくりを目指します。
また、町内唯一の高校である追分高校の存続のため、行政・学校・追分高校を支える会などが一体となった地域運動を展開します。

施策の体系

- 「就学前教育・学校教育の充実」
 - 就学前教育の充実
 - ◆ 学校教育と保育の一体的なサービスの提供
 - ◆ 就学前教育の推進
 - 学校教育の充実
 - ◆ 「生きる力」を育成する教育の推進
 - ◆ 特別支援教育の充実
 - ◆ 教育相談体制の充実
 - ◆ 児童生徒の健康・安全教育の推進
 - ◆ 特色ある開かれた学校づくり
 - ◆ 教育行政等の連携強化
 - 追分高等学校の存続に向けた取り組み強化
 - ◆ 追分高等学校と地域との連携や交流の推進
 - ◆ 高校存続に向けた取り組みの推進
 - 学校教育施設等の整備
 - ◆ 学校給食センターの整備
 - ◆ 学校施設等の整備
 - ◆ 富岡小学校の有効活用等
 - ◆ 教員住宅の計画的な整備

主要施策

(1) 就学前教育の充実

① 学校教育と保育の一体的なサービスの提供（重点施策）

追分地区の幼稚園及び保育園の認定子ども園化については、国が進めている「認定こども園の拡充」の動向を注視しながら、追分幼稚園、旭保育園、追分保育園における就学前教育・保育のあり方を考え、認定子ども園の整備を検討します。

また、はやきた子ども園については、構造改革特区を活用し地方自治法の特例により嘱託職員を確保し運営していますが、はやきた子ども園の民営化を検討し、平成25年度末を目途に一定の方向性を示します。

② 就学前教育の推進

幼児期における教育は、生涯にわたる人間形成の基礎となる重要な時期であることから、子どもの遊びを中心とした総合的な指導に努め、家庭との連携を図りながら、幼児が健やかに成長できるよう努めます。また、町内の各園の交流や情報交換、連携を図ることができるよう努めます。

(2) 学校教育の充実

① 「生きる力」を育成する教育の推進

新学習指導要領に基づいた、知識や技能の習得や思考力・判断力・表現力などの育成とともに、挨拶などの礼儀や他人を思いやる心、健康な体づくりを基本に「生きる力」を育むよう努めます。そして、このような考え方・取り組みは、学校だけではなく、各家庭や地域社会全体で進めて行くことが重要であることから、体制や仕組みの強化に向けた取り組みを推進します。

② 特別支援教育の充実

しょうがいのある子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、子どもたち一人ひとりの個々の実態に応じた指導の方法や内容の工夫、また、就学指導委員会の意見を踏まえながら、家庭や地域、関係者との連携を図り、必要に応じ専門家等の助言を受けるなどきめ細かな指導に努めます。

③ 教育相談体制の充実

教職員が児童生徒の発する心のサインを敏感に受け止め、いじめや不登校、問題行動の早期発見と未然防止に努め、全教職員の協力体制による指導に努めるとともに、中学校には「心の教室相談員」を配置し不安の解消など相談しやすい環境と体制を整備します。

④ 児童生徒の健康・安全教育の推進

健康や安全に関する知識や関心を高めるため、自らの健康に対して関心を高める指導の充実とともに、食育を総合的かつ計画的に推進するため、学校給食センターと連携し、食育推進計画の策定と食育の推進に努めます。

また、地域の団体や豊富な経験を有した人材の協力により、薬物乱用防止の教室や講話などを開催するとともに、登下校時の児童生徒の安全確保については、子どもサポート隊や緊急避難所の普及とともに、地域見守りネットワークの普及拡大など、地域における子どもを守る体制を強化します。

防災教育については、東日本大震災を教訓に、防災訓練や避難訓練の実施、学校における安全管理・危機管理マニュアルの周知徹底及び必要な見直しなどを行います。

⑤ 特色ある開かれた学校づくり

授業の公開や学校施設開放事業の推進、学校評議員及び学校関係者評価制度などにより、開かれた信頼される学校づくりに努めています。今後は、学校運営の基本方針や教育活動に地域の方をはじめ多くの方々からご意見をいただき、地域とともに学校づくりを進める「コミュニティスクール（学校運営協議会制度）（注）」の導入に向けた調査・研究を行います。

⑥ 教育行政等の連携強化

町内における教育行政の情報交換と連携強化を図るため、幼稚園・保育園、小中学校、追分高等学校における「校長等会議」を引き続き開催します。

(3) 追分高等学校の存続に向けた取り組み強化

① 追分高等学校と地域との連携や交流の推進（重点施策）

教育活動の充実を図るため、外国語指導助手（ALT）の派遣や特色ある教育活動への支援、並びに誘致企業会と連携した企業訪問、生徒に対する就学や通学に要する費用の助成などの支援を継続します

また、追分高等学校の魅力を町内の子どもたちに伝えるため、児童・生徒を対象とした教室等の開催による交流や、「追分高校だより」、「追高エピソード」による広報活動を行い追分高等学校の魅力を発信していきます。

② 高校存続に向けた取り組みの推進

道の高校適正配置計画により、2学級から1学級に減少し、追分高等学校のような小規模校にとって、今後は存続できるかどうかを憂慮されるところでありますが、引き続き、地元中学校をはじめ近隣中学校へ出向き、追分高等学校への進学者の確保に努めるとともに、地域の資源や外部からの人材を活用するなどして、新たな視点で進学者を確保したり、新たな魅力ある高校づくりの可能性について検討します。

(4) 学校教育施設等の整備

① 学校給食センターの整備

国が定めた「学校給食衛生管理基準」などにに基づき衛生管理を徹底します。また、食物アレルギーへの対応や地元食材を活かした、安全でおいしい給食を小中学校及び子ども園に提供するため新たな学校給食センターを整備します。

② 学校施設等の整備

学校施設の耐震化については、耐震化工事に向けた財源を確保しながら、子供たちの安全な教育環境を確保するため、小中学校の統廃合に関する事案が生じた場合を除き、基本的には平成 27 年度までに完了するよう計画的に工事を実施します。

また、修繕が必要な学校施設については、計画的に整備し施設の長寿命化と安全で快適な教育環境の確保に努めます。

③ 富岡小学校の有効活用等（重点施策）

閉校後の富岡小学校及び跡地の活用については、災害時の避難場所としての位置付けや、これまで地域全体で学校を支えてきた愛着のある施設であるということなどを踏まえ、庁舎内プロジェクトチームにおける方策検討をはじめ、地域住民の理解を得ながら施設の活用方策を決定します。

尚、小中学校の統廃合に関する基本的な考え方については、地域の声を最大限尊重し方向性を出すこととします。

④ 教員住宅の計画的な整備

学校教職員住宅は、築 40 年以上が経過し老朽化した住宅もあるため、町公共施設活用計画に基づき財源を含めた計画的な建替えや長寿命化に向けた修繕など、長期的な視野に立って計画的に実施します。

第3章 豊かなこころを育む学びのまちづくり

第2節 生きがいあるまちづくり

1 生涯学習の充実

現状と課題

(生涯学習活動の推進)

- 住民の多くが心身ともに健康で充実した生活を送るためには、子どもから高齢者までが生涯にわたって文化や運動に親しみ、主体的に学習機会を選択し参加できる生涯学習の環境づくりを進めて行く必要があります。
- そのためには、生涯学習の目標や方向性を示した、「生涯学習計画」に基づく施策を推進していくことが必要であり、多くのニーズに応じた講座や教室を開催するとともに、生涯学習活動に対する理解や豊かな技術や能力を有するリーダー的な役割を果たす人材の確保と協力が求められます。
- リーダー的な役割を果たす人材として、これまで、「教育マスター」や「さわやか環境マスター」、「ごみ分別マスター」など各分野でそれぞれ活用を図っていますが、町民との協働のまちづくりを進めるうえでは、これら制度を再構築し基本的な枠組みの中で進めて行く必要があります。

(社会教育の推進)

- 生活や社会環境の変化により、生涯学習に対するニーズも多様化していることから、ニーズに応じた学習機会の提供に努める必要があります。
- 家庭教育は、人間形成の基礎となる重要な役割を担っていますが、核家族化をはじめとする家庭環境の変化により、家庭における教育力の低下が危惧されます。
- 女性教育については、男女共同参画の意識改革や教育の推進、決定機関への女性の参画、また、地域組織を担うリーダーの育成など男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進する必要があります。

(芸術・文化活動の推進)

- 本町では、様々な文化団体が活動しており、文化祭の開催や芸能発表会などを開催し、感動や喜びを与え活力をもたらし、町づくり、人づくりに大きく貢献していますが会員の高齢化とこれによる事業実施の際の支援が求められつつあります。

(文化財の保護)

- 古くから守り伝えられてきた町指定の文化財については、歴史や経過などを書いた看板を設置し情報の発信を行っていくとともに、歴史や文化に触れる機会の提供に努

めています。

また、郷土資料を所蔵している早来郷土資料館については、老朽化が著しいためその対策を検討する必要があるとともに、鉄道資料館についても複合的な機能を備えた施設整備などを検討する必要があります。

(国際理解の推進)

- これまでは、国際感覚を身に付け見識を広げることなどを目的に、中学生の海外派遣事業を実施してきましたが、新学習指導要領の導入による外国語教育の充実や国際社会で活躍する人材の育成を図るため、より多くの子どもたちが外国語に触れ、そして外国の文化を学ぶ機会をこれまで以上に設ける必要があります。

(平和教育の推進)

- 本町では、これまで悲惨な戦争の犠牲となられた方々に対し、毎年戦没者追悼式を開催し追悼の意を表してきましたが、戦後 67 年目を迎え、そのご遺族も子から孫へと代替わりされ、また、国民の多くが戦争を知らない世代へと移行していることから、戦争の恐ろしさや悲惨さとともに平和希求の精神を後世に継承する必要があります。

(学社融合事業の推進)

- 学校教育と社会教育がそれぞれの特性を活かし、学習の場や活動などを重ね合わせ一体となって子どもたちの教育に取り組んでいかなければなりません。そのため、追分高等学校での「どきどきサイエンス教室」や誘致企業会による「子どもゴルフ教室」など、学校と社会教育の連携に加え民間企業なども加わり事業を行っています。

(健康づくりの推進とスポーツの振興)

- 運動は、心身両面における健康の維持・増進のために有効であることから、多くの町民が自分にあった適度な運動を生涯にわたって、身近にそして気軽にできる環境づくりを行うことが必要ですが、現在取り組んでいる「健康寿命延伸事業」により、ウォーキングやマラソン、そして水泳などプールを活用した健康づくりを行っている町民を見受けるようになっていきます。
- 自分にあった適度な運動は、体力の維持・増進と疾病予防などに繋がり、結果として、町全体の医療費の抑制に繋がるものであると考えられることから「健康寿命延伸事業」を進めていますが、今後も気軽に参加できる体験運動の開催や各種教室の開催を行うことが必要となっています。
- 運動不足となりがちな冬期間は、スポーツセンターせいこドームや安平山スキー場などの活用が可能であり、これら施設における教室の開催など町民が利用しやすい環境の整備が必要と考えられます。

- 本町には外部コーチ（注）を活用した競技が多くあり、全国的な大会や世界大会にも参加をして好成績を収めている競技もありますが、少子化や経済状況が好転しないことなどからスポーツをさせることを敬遠している家庭もあることから、用具の貸与やリサイクル、交換など用具の負担軽減対策や、大会への参加費助成など競技人口の底辺の拡大を図る必要があります。

（生涯学習施設の整備等）

- 生涯学習活動の中心となる4か所の公民館は、町民の交流や学習、芸術・文化活動など地域における様々な活動の場として利用されていることから、今後も引き続き、快適な環境で利用できるよう努めます。
- 追分公民館と早来町民センターの図書室については、国の交付金を活用し、図書の購入をはじめ、書架や検索用パソコンを導入し図書室の充実を図りました。
- スポーツセンターせいこドームや野球場、安平山スキー場など多くの運動施設を有し、利用者の安全と環境に配慮し計画的な施設整備に努めていますが、老朽化が著しい施設については、町公共施設活用実施計画に基づき対応します。

基本方針

- 「生涯学習の充実による生きがいあるまちづくり」
 - 生涯学習計画に基づく施策の推進と「新安平町生涯学習計画」の策定とともに、「体験」「参加」「継承」「育つ」「主体性」をキーワードに据えた施策の展開により、住民自らが進んで学習し、その成果をまちづくりに還元する「生涯学習の町・あびら」を目指します。
 - 公民館を文化活動の拠点とした「芸術・文化」活動を推進していくとともに、文化・歴史伝承の担い手となる継承者の育成に努めます。また、町民の知恵や技術と経験、潜在的な能力を発揮して教育活動の核となる「町民マスター制度（仮称）（注）」を創設し、多様化する町民ニーズに対応した生涯学習活動と学社融合事業を推進します。
 - 明るく豊かで活力に満ちたまちづくりや、町民の身心の健全な発達に寄与する健康づくりやスポーツの日常化を促進するとともに、子どもたちのスポーツ意欲の向上と、スポーツ活動を支援することを目的とした制度の創設を目指します。

施策の体系

- 「生涯学習の充実」

□生涯学習活動の推進

- ◆新安平町生涯学習計画の策定
- ◆生涯学習フェスティバル等の実施
- ◆人材の育成と活用
- ◆芸術・文化活動の推進
- ◆文化財の保護等
- ◆国際理解
- ◆平和教育の推進
- ◆学社融合事業の推進
- ◆健康づくり等の推進
- ◆スポーツ団体の育成等

□生涯学習施設の整備

- ◆社会教育施設の整備
- ◆社会体育施設の整備
- ◆スポーツ観光の推進と既存施設の有効活用

主要施策

(1) 生涯学習活動の推進

① 新安平町生涯学習計画の策定（重点施策）

住民との協働のまちづくりを進め、地域全体で生涯学習活動を理解し参加する生涯学習社会の実現のために、平成20年度からスタートした生涯学習計画を引き続き推進するとともに、平成25年度からスタートする新安平町生涯学習計画を策定します。

② 生涯学習フェスティバル等の開催

生涯学習活動を推進するためには、誰でも、いつでも、どこでも、学ぶことができる学習環境の整備が必要であり、生涯にわたって学び続けることができる学習機会の提供に努める必要があります。このため、町民自らが講座の企画・立案、運営に携わり、芸術・文化、体育などの分野を問わず、町内の施設において有意義な学習活動を行う「生涯学習フェスティバル」の開催など様々な学習活動に参加できる環境をつくり多くの町民が参加し実践できるよう推進します。

③ 人材の育成と活用（重点施策）

協働によるまちづくりを実現するため、町民の知恵や技術、経験や潜在能力をまちづくりに活用した各部署で委嘱しているマスター制度を「町民マスター制度（仮称）」として統一し、基本的な枠組みの中でマスター制度を運用するとともに、生涯学習を推進し学び合いを広めるリーダー的な役割として、「教育マスター」を「生涯学習マスター」に再構築し、地域の人材の育成と活用を図ります。

④ 芸術・文化活動の推進

芸術・文化活動は、地域住民に感動や喜びと活力を与える大きな力となることから、児童生徒を対象とした観劇会やロビーコンサートなどを開催するなど、公民館を中心とした芸術・文化の活動を推進し、町民が芸術文化に触れあう機会の拡充を図るとともに、住民のニーズを取り入れた事業の推進に努めます。

⑤ 文化財の保護等

◆文化財の保護

町内に点在する埋蔵文化財包蔵地（遺跡）や町が指定した文化財については、町民の文化財保護に対する意識の醸成と理解を得るため、情報提供に努めるとともに、貴重な財産である文化財を後世に引き継ぐため、文化財保護委員の意見を基に貴重な文化財の保護と指定に努めます。

また、郷土資料を保存している、早来郷土資料館については、施設の老朽化が著しいため、新たな保管場所の確保など対策を検討します。

◆鉄道文化の保存

現有の鉄道資料館に静態保存している蒸気機関車の保護や整備、来館者への説明は、国鉄OBやJROBなどで構成される「SL保存協力会」が行っており、このような貴重な財産を後世に引き継ぐため、引き続きSL保存会に対する支援を行うとともに、このような文化と財産を後世に引き継ぐための仕組みづくりを調査・研究します。

⑥ 国際理解

新学習指導要領により小学5年生から外国語が必須化されたことから、外国語指導助手（ALT）を確保し授業における外国語教育を充実するとともに、学校行事や他の行事において、外国語指導助手と交流や外国文化の紹介など交流活動を通じ、多くの児童生徒が外国言語や文化に接する機会を設け国際理解教育を推進します。

また、地域で開催される国際交流事業や外国人を招いて実施する記念事業についても支援を検討します。

⑦ 平和教育の推進

町では、これまで平和教育の一環として児童生徒による広島平和記念式典への派遣や写真展の開催、教育マスターを活用し、実際の体験に基づく戦争の悲惨さなどについて学ぶ機会を設けてきましたが、今後も平和教育事業を継続し推進していきます。

また、戦争の犠牲となられた方々に対しては、戦没者追悼式を毎年開催し、ご遺族とともに追悼の意を表してきましたが、戦後67年目を迎え、国民の多くが戦争を知らない世代へとようになってきていることから、次世代を担う子どもたちや多くの町民に参加をいただき、戦争の恐ろしさや悲惨さを語り継ぐとともに、平和希求の精神を後世に継承するため、平成24年度から安平町平和祈念式典として実施していきます。

⑧ 学社融合事業の推進

学校と社会教育が融合し共に教育・学習活動を行う「学社融合事業」については、ふるさとを誇りに思い、ふるさとを愛する心を育む「ふるさと教育」の推進に向け、学社融合推進連絡会議を見直し、家庭・学校・地域が連携し、教育の輪が大きく育まれていくような取り組みを推進します。

⑨ 健康づくり等の推進

◆健康づくりの推進

町民の年齢や体力に応じた運動教室の開催や生涯学習フェスティバルにおける各種スポーツ大会の開催、地域間交流スポーツ大会の開催など、誰もが運動に取り組みやすく参加しやすい環境を整え体力づくり・健康づくりを推進します。

◆健康寿命延伸事業の推進（重点施策）

町民の健康を維持し健康的な生活を送れるよう、横断的な取り組みによる医療費の抑制と健康づくりの推進を図り町民の健康づくりを効果的に進めるため、健康福祉課と教育委員会事務局などが連携・協力し、健康実態調査と医療費分析、効果的な運動の実施など専門家の協力を得ながら「健康寿命延伸事業」を継続します。

⑩ スポーツ団体の育成等（重点施策）

スポーツ少年団をはじめとする児童生徒のスポーツ活動や全国・世界大会等へ参加するトップアスリートについては、引き続き支援継続するとともに、ノーザンホースパークマラソンやABIRA ミクニカップキッズアイスホッケー大会など地域の特色を活かしたスポーツ大会の開催と底辺の拡大に向けた活動や取り組みを支援します。また、外部コーチについても制度の普及啓発を行い活用を推進します

加えて、子どもからお年寄りまで、初心者からトップレベルの競技者まで、年齢、興味、体力、技術等に応じて行いたいスポーツを選択し活動できるよう、総合型地域スポーツクラブ（注）なども視野に入れた体制と環境づくりを進めます。

（2）生涯学習施設の整備

① 社会教育施設の整備（重点施策）

公民館は、地域住民の学習機会を提供し活動する場として、重要な役割を果たしており引き続き快適に利用できるよう、計画的な修繕を行い長寿命化を図るとともに、老朽化が著しい公民館については、施設の改修及び整備をはじめ、周辺施設等との一体的な在り方について検討を行っていきます。

郷土資料を保存している、早来郷土資料館については、施設の老朽化が著しいため、新たな保管場所の確保など対策を検討します。

また、鉄道文化を継承していくためにも、人と情報の交流など町の情報発信基地となるよう多目的な機能を兼ね備えた「鉄道文化公園（仮称）」等の整備について慎重に

検討していきます。

② 社会体育施設の整備等（重点施策）

スポーツセンターの温水プールについては、開設期間に合わせた9カ月の定期券を新たに発行するなど利用しやすい環境を整え、利用者の増加に向けた取り組みを推進するとともに、施設の長寿命化に向けた計画的な維持補修に努めます。

また、老朽化が著しい安平及び遠浅のプールについては、危険度合いと大規模な修繕との兼ね合い、そして公共施設活用実施計画に基づき廃止しましたが、廃止後は、安平及び遠浅からスポーツセンターせいこドームの温水プールへ利用者を送迎し利便性を確保します。

③ スポーツ観光の推進と既存施設の有効活用（重点施策）

スポーツを基軸とした合宿や各種大会の誘致活動を積極的に行い、交流人口の拡大など地域の活性化につなげていくため、胆振地域スポーツ観光推進研究会への参加をはじめ、宿泊施設や食事提供のワンストップ紹介などを含めた町民や町内団体と一体となった受入れ体制づくりに取り組み、スポーツ観光の推進を図ります。

あわせて、町内のスポーツ施設の情報発信と利用促進を図るとともに、合宿施設の確保については、遊休施設の利活用も含めて検討を行っていきます。

第4章 住民と行政の協働によるまちづくり

第1節 信頼されるまちづくり

1 コミュニティの活性化

現状と課題

(コミュニティの活性化)

- 人口減少時代に入り安平町でも人口が減少し、加えて少子高齢化が加速する中で、まちづくりを進めるためには、行政だけではなく地域住民や自治会、町内会、NPOなどとの連携や協力が必要となります。

- 地域におけるコミュニティ活動については、自治会、町内会等単位での活動が多くみられますが、若い住民が少ない地域もあり、複数のコミュニティが連携して活動することや、地域の核となる人材の育成が必要になっています。

また、新しい住民が移り住んでも、自治会等へ加入しなかったり、自治会等の事業に対し消極的であったり、人と人のつながりが希薄化しつつあるとともに、地域住民が減少し将来的に自治会、町内会の維持が困難になることも視野に対策の調査研究が必要となっています。

また、近年における地域組織等が行うコミュニティ活動については、各種補助制度等を活用しながら地域における自主活動の充実化を進めてきましたが、今後は住民との協働のまちづくりの実現に向け、自治会、町内会をはじめとする団体等のさらなる活性化が必要であり、ほほえみづくり事業助成制度や自治会等交付金制度等の支援内容の見直しなどにより活動しやすい環境を整備することが必要と考えています。

- 懸案となっているみずほ館は、入浴施設と軽運動施設を兼ね備えた健康増進施設と地域の集会所としての機能を備えた施設として利用されてきましたが、入浴施設を休止してからは利用者が激減しているため、地域を活性化するためのみずほ館の活用方を公募しました。

(交流活動の充実)

- 本町における交流活動は、中学生の海外派遣交流事業から移行した、外国語指導助手（ALT）との交流や、安平町国際文化交流センターをはじめ関係機関と連携し外国人を招き開催した外国のお菓子づくり、そして、要人を招き瑞穂ダム周辺において開催した、同緯度の国々の木や花の植樹など外国との交流を行っています。

- 一方、地域内における交流については、合併後の地域の一体感の醸成と町民の健康づくり、そして町民の交流を目的に開催している地域間交流事業「チームあびらパークゴルフ大会」をはじめ、幅広い年代が交流する様々な交流事業を開催しています。

基本方針

■ 「コミュニティの活性化」

- 自治会、町内会等に対する既存の支援制度を見直すとともに、地域と行政のパイプ役の設定など住民とともに地域づくりを行う環境と体制を整えていきます。
- 地域内外の人材や地域の資源を活用した地域の活性化を目指します。
- 町内における一体感の醸成や健康づくり等を目的とした交流を継続するとともに、団体組織が主体的に行う交流についても支援を行い交流活動の促進を目指します。

施策の体系

■ 「コミュニティの活性化」

□ コミュニティの活性化

- ◆ 地域住民、団体の自主的な活動の促進
- ◆ 自治会、町内会等団体組織の活動支援
- ◆ 住民との協働によるまちづくり
- ◆ 地域内外の人材を活用した地域の活性化
- ◆ みずほ館の活用とまちづくり団体等の支援

□ 交流活動の充実

- ◆ 町内における交流の推進
- ◆ 他地域との交流促進
- ◆ 国際交流

主要施策

(1) コミュニティの活性化

① 地域住民、団体の自主的な活動の促進

町民一人ひとりが住み慣れた地域で安心した暮らしができるよう、地域住民の参加と協力による「支え合い」「助け合い」による地域福祉の推進を図るため、地域の理解をいただきながら、地域サポート隊の支援や世代間の交流やしょうがい者との交流、高齢者世帯等の除排雪に対する支援などを行う「地域の支え合い事業」を拡充し相互扶助の体制が確立された地域社会の実現を目指します。

② 自治会、町内会等団体組織の活動支援

各地域自治会、町内会等のコミュニティ活動の促進や課題解決、まちづくりのための連携事業を進展させるため、地域の道路や公園の清掃美化活動などに要する経費など地域が主体的に取り組んでいる活動に対し自治会交付金を交付するなど、既存の制

度の拡充に向けた見直しなど自主活動等の促進に向けた支援を検討します。

また、コミュニティ活動の拠点となる各地区の会館については耐震診断も含めた計画的な整備を行い活動を支援します。

③ 住民との協働によるまちづくり（重点施策）

住民参加と協働のまちづくりを進めるため、地域の代表から提言や要望、意見交換を行っている「自治会長等会議」や実施手法を工夫しながら「町政懇談会」などを引き続き実施し、地域の課題や提言、意見交換を行いまちづくりに反映するとともに、町職員が日頃から地域と行政の連絡役を担ったり、地域の行事などを裏方として支援をするような地域と行政のパイプ役を担い、住民とともに地域づくりを行う「地域サポート制度（仮称）」の創設に向けた検討を行います。

④ 地域内外の人材を活用した地域の活性化

住民の減少や高齢化の進行が著しい地域（自治会、町内会）において、意欲ある都市部の若者を地域の住民として迎え入れ、農作業の手伝いや買い物等の支援、地域の行事・事業の支援などを通じ、地域の担い手として確保をする制度「地域おこし協力隊」や農業委員や農業関係業務に経験者など地域の事情に詳しい人材が、集落点検や話し合いを通じ地域が必要とする施策の検討を行う「集落支援員」、そして、特定非営利団体組織などによる、地域の資源を活用した都市と農村の交流や小中学校の体験学習の場の提供など地域を元気にする取り組みを行う地域内外の人材を活用した取り組みを研究します。

⑤ みずほ館の活用とまちづくり団体等の支援（重点施策）

利用者が激減している「みずほ館」は、地域の集会所としての機能を確保しつつも、スローカフェ（注）や学びの場として貸付、地域が元気になるような取り組みを支援します。

また、地域との連携を大切にし地域の資源を引き出し活性化するまちづくりグループ活動やNPO活動を支援します。

（2）交流活動の充実

① 町内における交流の推進

町内における交流は、地域の一体感の醸成や町民の交流を目的に開催している地域間交流事業「チームあびらパークゴルフ大会」を引き続き実施するとともに、交流の推進に向けた新たな取り組みを研究します。

② 他地域との交流促進

行政に限らず民間を含めた他地域との交流については、観光振興や町の知名度向上を考えると重要であり、友好都市といった観点も含めてイベント交流・文化交流・

異業種交流など幅広く推進していきます。

③ 国際交流

国際交流については、外国語指導助手（ALT）との交流を継続するとともに、安平町国際文化交流センターなど民間が主体的に実施する事業を支援します。

第4章 住民と行政の協働によるまちづくり

第1節 信頼されるまちづくり

2 住民参加によるまちづくりの推進

現状と課題

(情報の共有化)

- 住民の参画と協働によるまちづくりを進めるためには、町政に関する情報の共有化を図ることが重要であり、行政から情報を発信する主な手段としては、毎月発行の「広報あびら」及び「広報笑顔（スマイル）」、ホームページ、町の当初予算をわかりやすく解説した「安平町の予算」などにより情報を発信しています。
- 「広報あびら」及び「広報笑顔（スマイル）」と共に発行していた、各団体が発行していたチラシについては、各世帯に配付をする方々の負担軽減や見やすさの改善に向け、「チラシ」は「広報笑顔（スマイル）」に、「生涯学習だより きらり」は「広報あびら」にそれぞれ統合しました。
また、親しみやすい広報紙の作成、紙面の改善などに向け「広報モニター」から意見や提案をいただき紙面の改善を進めています。
- 町のホームページについては、高齢者やしょうがい者も利用しやすいよう、文字サイズを大きくしたり、色合いの調整や音声読み上げソフトの対応を図るとともに、英語版サイトの開設などバリアフリー化を図り誰もが利用しやすいよう改善を進めています。
- 議会の情報公開を進めるため、傍聴の際には資料を配布し、また、議会の中継や録画による配信などを行いわかりやすい議会運営に努めています。

(意見表明機会の拡充)

- 住民の声を広く吸い上げるために、「町政懇談会」や「自治会長等会議」をはじめ、「住民提案箱の設置」などを実施してきました。
開催場所や開催手法の見直しなどを行ってきた町政懇談会では、参加者が固定化しつつあるため、幅広い世代の方が参加できる仕組みが必要です。
- 条例等に基づく各種審議会や委員会等の委員については、募集をしても応募が少なく、女性の参画が少ないため、応募や女性が参画し易い環境作りが必要であると考えています。また、行政に対して無関心である住民も存在しますので、なぜ無関心なのか、関心を持つためには何が必要であるのかを分析し、対応を検討していく必要があります。
- 町の基本的な政策を定める計画や町民生活に重大な影響を与える条例の制定や改廃

などを行う場合には、町民から意見を募集する「安平町民意見提出手続実施要綱」（パブリックコメント）を定めました。

また、重要施策等については、事前に説明の機会を設け町民から直接意見を求めたり、直接、住民の意思を確認するため、住民投票制度の創設についても検討する必要があります。

（住民参画の制度化の推進）

- 地域主権改革の推進により、住民と行政がお互い力を合わせて、町民と町議会、町、町職員がそれぞれの役割やまちづくりへの参加のルール、町の仕事の進め方などの基本的事項を定めた「安平町まちづくり基本条例」の制定に向け、安平町まちづくり委員会では、委員が主体となって活発な審議を積み重ね、条例素案を行政との協働により策定してきました。

基本方針

- 「住民参加によるまちづくり体制の確立を目指します」
 - 町広報紙を中心にその他の情報伝達手段や方法を検討し、住民が求めている情報をわかりやすく提供し、情報の共有化を図ります。
 - 町民の意見や提言等の機会を確保し町政に反映させるため仕組みを検討し、多くの住民の意見等が反映され、そして町民がまちづくりに参画する仕組みと環境を整備します。

施策の体系

- 「住民参加によるまちづくりの推進」
 - 情報の共有化
 - ◆町広報紙等による情報の提供
 - ◆インターネットを活用した情報の提供
 - ◆新たな情報提供の試み
 - 意見表明機会の拡充
 - ◆町政懇談会等の継続と実施手法の工夫
 - ◆住民提案制度（ていあんくん）の見直し
 - ◆審議会委員等の公募化と女性・若年者委員の参加促進
 - ◆パブリックコメントの推進
 - ◆選挙公報発行の検討
 - 住民参画の制度化の推進
 - ◆安平町まちづくり基本条例の制定
 - ◆まちづくりを検証する委員会の設置

- ◆協働のまちづくりに向けた町職員の意識の改革
- 合併10周年記念事業の実施
- ◆合併10周年記念事業の実施

主要施策

(1) 情報の共有化

① 町広報紙等による情報の提供

情報の共有化を図るため、住民への情報提供の主体となっている広報紙については、町民で構成される「広報モニター」を継続し、よりよい広報づくりを進めるとともに政策広報の継続、町政・教育行政執行方針とわかりやすい予算書を1冊にまとめるなど見やすさや情報の管理のし易さ、経費の節減を図りながら、住民が必要としている情報の提供に努めます。

② インターネットを活用した情報の提供

まちの情報をより早くより広く伝える手段である町ホームページについては、各課からお知らせや議会の中継などを継続し、迅速な情報の提供に努めるとともに、英語版サイトや音読読み上げソフトへの対応などバリアフリー化された町ホームページの運営を継続します。

③ 新たな情報提供の試み

地上デジタル放送が開始され、各家庭のテレビにおいて放送局が発信するデータ放送の受信が可能となっていることから、民放のデータ放送を活用し、町の情報を広く発信する試みとして、平成24年度に試行した「北海道テレビ放送㈱と連携して安平町の情報を提供する事業」を継続実施していきます。さらに、行政情報を伝える画像通信システム「行政情報告知ネットワーク」等の構築を検討します。

(2) 意見表明機会の拡充

① 町政懇談会等の継続と実施手法の工夫（重点施策）

住民や地域の代表から直接、ご意見や要望、提案を含め懇談し町政に反映させる「町政懇談会」や「自治会長等会議」については、引き続き開催するとともに、若者や女性だけを中心とした懇談会や集いの検討など、住民が集まりやすい懇談会等の開催を検討します。

② 住民提案制度（ていあんくん）の見直し

まちづくりに対する「意見」や「提言」をいただくために設置している、住民提案箱（ていあんくん）は、「差出人不明」なものが多く、当初の目的に対し実態が異なっているため、現行制度の改廃や新たな制度の創設など全体的な見直しを行います。

③ 審議会委員等の公募化と女性・若年者委員の参加促進

町が条例や規則などに基づき委嘱する各種審議会や委員会の委員については、公募化を推進し、公募委員の募集手法や割合など基準を検討し公募化を推進します。

また、これからのまちづくりには女性の「視点」や「感性」が必要であることから、「安平町男女共同参画基本計画」に基づく女性の参画推進と若年層からの参加を促す取り組みを検討します。

④ パブリックコメントの推進（重点施策）

町の基本政策の策定や条例等の制定・改廃などにあたり、町民の町政への参画機会を確保し、計画策定段階での透明性の向上と民意を反映させ、町民と行政の協働を推進するため、「安平町民意見提出手続実施要綱（パブリックコメント）」を制定し各種計画に対する住民からの意見募集提出機会を設けていますが、協働のまちづくりを進めるためには、これを推進するとともにより厳格化する必要があるため条例化に向けた検討を行います。

⑤ 選挙公報発行の検討

町長・町議会議員選挙において、候補者の考え方を有権者へ伝えるための手段として、また、候補者の考え方を表明する機会を確保するため、選挙時における候補者の考え方などを載せた選挙公報（注）の発行を検討します。

(3) 住民参画の制度化の推進

① 安平町まちづくり基本条例の制定（重点施策）

地域主権に即応した「住民自治の確立」と「行政と住民の役割分担」を明確にし、「住民を基本とした行政システム」への転換を図るため、「安平町まちづくり基本条例」の制定に向けた取り組みを推進します。

また、まちづくり基本条例は制定することが目的ではなく、役割分担のもと町民が参画したまちづくりを行うことが目的であるため、町民の理解を得るための取り組みについても検討します。

② まちづくりを検証する委員会の設置

安平町まちづくり基本条例の制定に向けた取り組みを推進するとともに、条例制定後のまちづくりの進捗状況や課題などを検証するための委員会の設置や、既存の安平町まちづくり委員会の位置付けなども含めて検討します。

③ 協働のまちづくりに向けた町職員の意識の改革（重点施策）

住民との協働のまちづくりを進めるため、安平町まちづくり基本条例の制定に向けた取り組みを推進していますが、協働という名のもとで住民等が下請けとならないよ

う、「新たに公共事業を行う担い手」としての位置付けと認識により推進することが必要であり、様々な行政事務事業の中で、町職員がまちづくり基本条例を波及させることを意識して事務事業に取り組むなど、職員の意識改革を推進していきます。

(4) 合併 10 周年記念事業の実施

合併から 10 年を迎える節目に、記念式典をはじめとした町民参画による合併記念事業の検討を行います。併せて、旧町の町史及び安平町の歴史を整理した記念誌を発行します。

第4章 住民と行政の協働によるまちづくり

第2節 効率的・効果的な行財政のしくみづくり

1 行財政改革の推進

現状と課題

(行政改革の推進)

- 安平町の行政改革は、住民自治を基本とした行政システムの構築を目指した、「安平町行政改革大綱」及び「安平町集中改革プラン」に基づき、「住民を主体としたまちづくりの推進」「行政運営システムの改革」「財政の健全化」「成果重視の行財政改革」の4つの柱立てのもと進められてきました。

(住民を主体としたまちづくり)

- 住民自治の確立のため、安平町まちづくり基本条例の策定に向け、安平町まちづくり委員会による審議及び庁舎内における専門部会での協議、まちづくりフォーラムを開催し、条例制定に向けた取り組みを進めています。
また、ほほえみづくり事業によって、住民団体がまちづくりのために取り組むための事業を支援しています。
- 災害時における機能分担や避難を円滑にするため、地域防災計画やハザードマップの作成、防災訓練の実施や図上訓練を実施しました。また、地域において支援が必要な方々を予め把握し災害時に支援を行う災害時等要援護者支援制度を創設しました。
- 各団体が発行するチラシについては、配布する方々の負担軽減とペーパーレス化や経費削減のため、広報あびら及び広報笑顔（スマイル）に統合しました。

(行政運営システムの改革)

- 事務事業の再編・廃止・統合等の見直しについては、安平町総合計画実施計画において、手法を毎年度見直し取り組んできましたが、今後は、点数化等も含めて事業の評価の在り方を検討する必要があります。
- 電子自治体の推進や情報化の推進については、「地域情報化計画」を策定しこれに基づき合併後の格差解消や電子自治体の構築を進め、早来地区への光ファイバーの敷設などによる地域イントラネットの環境整備により、議会中継、選挙速報、学校授業でのインターネットの活用、図書蔵書検索などが可能となりました。
また、遠浅・安平・富岡地区の住民・企業を対象にした町営の高速通信サービス「あびらネット」や衛星インターネットを活用し、地域の情報基盤を整備し情報化を推進してきました。
- 組織機構の見直しについては、中長期的な視点に立ち、職員の適正人員配置やグル

ープ制の導入、課の統廃合など機構改革を実施するとともに、定員適正化計画に基づく定員の適正管理に努めています。また、北海道との職員の相互派遣を行い人事の交流を行っています。

(成果重視の行政改革)

- 行政評価導入システムの導入計画を策定したことから、今後はこれを推進することが必要であり、また、人事評価においては、導入に向けた研修を行うなど準備を進めています。

(財政の健全化)

- 計画的な財政の運営に努めるため、安平町総合計画前期基本計画と連動した「中期財政計画」を策定し、これに基づき計画的な財政運営に努め、また、わかりやすい予算書により、予算の使い道を住民の皆様にお知らせし情報の共有を図ってきました。
- 平成20年からはじまった、国の景気・経済対策等臨時交付金制度により、公共施設の整備については、前倒しで実施することができました。
また、過疎債については、平成22年度から27年度までを計画期間とする、新たな過疎地域自立促進市町村計画を策定し、ソフト事業も含めた新たな過疎自立対策を講じていますが、国において平成32年度までの計画期間の延長が決定されました。
- 合併時における優遇措置である合併特例債は、一体感の醸成や均衡あるまちづくりのための事業に充当しておりますが、国において合併特例債の発行期限を合併後10年間から15年間に延長決定しました。
地方交付税の優遇措置については、合併後10年間と激変緩和措置が5年間継続されますが、その後は優遇措置が無くなるため、これまで以上に健全な財政運営が必要となります。
- 歳入を確保するため、ホームページや広報紙に有料広告を掲載し独自に財源の確保に努めています。
また、税負担の公平性と税収を確保するため、東胆振1市4町で連携し滞納処分等の対応を行っていますが、今後も悪質な滞納者については対策を強化し、税負担の公平性などを確保しなければなりません。

基本方針

- 「協働のまちづくりを基本とした行財政改革の推進」
 - 第2次安平町行政改革プランに基づく、「不断（絶え間ない）の行政改革の意識」と「現場主義」の徹底により、職員全員が一丸となった行政改革を推進します。

- 新たな「中期財政計画」に基づいた健全な財政運営に努めるとともに、町の予算や決算など財政状況を分かりやすく提供し「情報の共有化」を図り、協働のまちづくりを推進します。

施策の体系

■ 「行財政改革の推進」

- 町民との協働のまちづくりの推進
 - ◆ 町民との協働の仕組みづくり
 - ◆ 支え合い、助け合いの推進
 - ◆ 町民参画機会の拡充
- 新たなまちづくりの展開
 - ◆ 地域コミュニティの強化
 - ◆ マスター制度の再構築
- 情報の共有化等
 - ◆ 情報の提供・発信
 - ◆ 情報公開による共有化等
 - ◆ 電子申告受付業務
 - ◆ 文書管理システム・電子決裁等の活用による事務効率の改善
- 機能的な行政組織の確立
 - ◆ 長期的な視点に立った組織・機構の見直し
- 定員管理と給与のあり方
 - ◆ 定員管理計画に基づく定員管理の適正化
 - ◆ 職員給与のあり方
- 職員の意識改革と人材育成
 - ◆ 職員研修計画に基づく研修の充実
 - ◆ 人材育成の推進
 - ◆ 職員の意識改革の推進
 - ◆ 人事評価制度の導入
- 行政評価の推進
 - ◆ 行政評価の推進
- 財政運営の健全化
 - ◆ (仮称) 安平町中期財政計画(第2期)の策定等
 - ◆ 公共施設及び附帯設備等の計画的な修繕及び更新
 - ◆ 事務事業の点検と見直し
 - ◆ 自主財源の確保
 - ◆ 新たな収納システムの検討
 - ◆ 予算編成システムの見直し

主要施策

(1) 町民との協働のまちづくりの推進

① 町民との協働の仕組みづくり

地域主権に対応し、町民との協働のまちづくりを進めるため、町職員が裏方となり地域を支援し、地域と行政との連絡役となる「地域サポート制度（仮称）」の導入を引き続き検討します。

② 支え合い、助け合いの推進

高齢者やしょうがい者、子どもたちが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民、自治会・町内会、社会福祉協議会、学校関係者などの多くの方々の協力による「支え合い」「助け合い」を推進します。

③ 町民参画機会の拡充

町民がまちづくりの主体・主役となって、まちづくりに参加できるよう、審議会、委員会への公募制度や大型事業等の事前説明制度を明確にするとともに、町民意見提出手続実施要綱（パブリックコメント）を厳格化するため条例化を検討します。

(2) 新たなまちづくりの展開

① 地域コミュニティの強化

住民の助け合いによって成り立っていた地域社会は、情報機器の発達や価値観の変化により、人間関係が希薄化していることから、地域コミュニティのモデルとなるような自治会・町内会の取り組みを支援します。

② マスター制度の再構築

協働のまちづくりを進めるため、花のまちづくりの普及や不法投棄の巡回、ごみステーションの見回りなどを町民の皆様の協力により実施し、協力していただける方を「マスター」としてお願いし、それぞれで活動をしてきましたが、今後は新しい公共の担い手の一つとして活動できるよう「町民マスター制度（仮称）」として再構築していきます。

また、町民の知恵や技術、能力を発揮し教育活動に活かす「教育マスター」については、「生涯学習マスター」に再構築し、生涯学習の実現に向け制度を運用します。

(3) 情報の共有化等

① 情報の提供・発信

町民に対する行政情報を積極的に提供するとともに、行政としての説明責任を果たし、行政運営の透明性の向上と公正の確保を図るため、町広報をはじめ新たな手段と

なる行政情報告知ネットワークの整備なども含め様々な媒体による分かりやすい行政情報の発信に努めます。

② 情報公開による共有化等

町民と情報の共有化を図るため、事業や予算、決算などに関する情報を情報公開条例等に基づき公開を進めるとともに、庁舎内における情報共有化に向けた取組を推進します。

③ 電子申告受付業務

平成 23 年度税制改正大綱に基づき、法人町民税や固定資産税（償却資産）の電子申告（注）及び法人設立の届け等の電子申請を行えるようシステム導入に向けた検討を行います。

④ 文書管理システム・電子決裁等の活用による事務効率の改善

行政間の文書の多くが電子メールで收受されている現状や資源に限りがあることから、このような媒体の特性を活用するために導入する文書管理システム及び電子決裁システムを有効に活用し、庁舎内のペーパーレス化を図るとともに、保存データの再利用化など、事務効率の向上を図ります。

また、地図情報と各種行政情報を一元化し、事業の効率化や住民サービスの向上を図るため、統合型GISの導入について引き続き検討していきます。

（4）機能的な行政組織の確立

① 長期的な視点に立った組織・機構の見直し

機能的な行政組織の編成については、長期的な視点に立った役場組織の機構改革を安平町職員定員適正化計画と整合性を図りながら検討する必要があるため、役場組織の改革案を策定する「特命プロジェクトチーム」を設置し、中長期的な組織改革案を策定します。

（5）定員管理と給与のあり方

① 定員管理計画に基づく定員管理の適正化

本町における定員管理については、安平町行政改革大綱及び安平町集中改革プランに基づき策定した「安平町職員定員適正化計画(平成20年9月策定)」に基づき進め、合併時に想定した「退職5名に対し採用1名」という基準をクリアしています。

しかしながら、社会経済情勢の変化による住民ニーズの多様化に加え、地方分権の進展による権限移譲事務の増大、旧町時代の様々なシステムの整理統合など、合併時に想定していなかった業務、事務事業の見直しなどを図るとともに、平成20年度に策定した「安平町職員定員適正化計画」を、再任用職員制度の導入や定年制延長などの

動きを見据えた内容に改定し、安平町の住民サービスに必要となる職員目標数を定め、その目標に向けた計画的な定員管理を推進します。

② 職員給与のあり方

合併後における給与の適正化については、特殊勤務手当の総点検と見直しによる削減、給与構造改革の実施、利子補給制度の見直しなどに取り組んできました。

今後については、人事院勧告制度の廃止に向けた動きや東日本大震災復興財源に充てるため実施する国家公務員給与の一時削減が進むなど、急激な社会経済情勢の変化、地方公務員制度改革の動向を踏まえ、安平町の実情に応じた給与制度のあり方について検討を進めます。

(6) 職員の意識改革と人材育成

① 職員研修計画に基づく研修の充実

職員の意識改革を図りながら、個人の自主性と責任において積極的に受講する職員に対する仕組みづくりを進めるとともに、公務員としてさらなる知識や技術の習得を図るため、身近な職場研修や研究機関及び企業への派遣など、職員研修計画に基づきながら効果的な研修に取り組んでいきます。

また、安平町の行政課題の解決を図る目的で先進地への職員の視察研修派遣を積極的に行うとともに、住民サービスの充実化を図るための接遇研修を強化していきます。

② 人材育成の推進

人材を育成するための基本方針については、平成 18 年に「安平町人材育成基本方針」を策定し、多様化する住民ニーズに応えられる町職員の育成に努めてきましたが、地域主権時代の到来により、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決め、活気あるまちづくりを進めるため、職員一人ひとりが全体の奉仕者であることを自覚し、町民の立場に立って物事を考えられる職員が必要であることから、全面改正した「安平町人材育成基本方針」に基づいた信頼される人材の育成を推進します。

③ 職員の意識改革の推進（重点施策）

地域コミュニティの基本となる「人と人とのつながり」を大切にすまちづくりを進めるため、多様なニーズの解決に自主的・主体的に取り組む職員が求められていることから、地域活動に積極的に参加する職員の育成とともに、町民の立場に立った地域を支えるサポーターとして活動する職員の育成に努めます。また、町長や副町長、教育長と一般職員とのコミュニケーションを図る機会を設定することにより、政策課題や将来展望を共有し、「チームあびら」による組織が一丸となった行政運営と意識の改革を推進します。

④ 人事評価制度の導入

安平町における人事評価制度については、平成 22 年 7 月に策定した「安平町人事評価制度導入指針」及びその後取りまとめた「人事評価制度の制度設計に向けた基本的考え方」に基づき、職員研修を実施するなど導入に向けた取組を進めてきましたが、管理職員の試行による検証を行い一般職を含めた人事評価制度の導入を図ります。

(7) 行政評価の推進

① 行政評価の推進

行政評価については、平成 18 年 12 月に「安平町行政評価システム導入基本方針」を策定し、行政評価に関連する事務処理や評価手法の導入に向けた課題などを整理し、平成 21 年 7 月に「安平町行政評価システム導入計画」を策定し、政策評価・施策評価・事務事業評価の各レベルに見合った評価を実施してきました。

今後は、これら行政評価システムの位置付けを明確化するとともに、課題となっている外部評価による客観的な評価の実施、さらには評価結果の公表による開かれた行政評価制度を推進していきます。

(8) 財政運営の健全化

① (仮称) 安平町中期財政計画 (第 2 期) の策定等

合併に係る地方交付税の優遇措置の期間が満了となることや健全化判断比率等を考慮し、安平町総合計画後期基本計画と連動した、新たな中期財政計画を策定し、優遇措置が切れる前から計画的かつ健全な財政運営に努めます。

あわせて、合併後の社会情勢の変化等に対応しながら、財政運営の健全化を進めていくためにも、合併に係る地方交付税の優遇措置の期間延長を要望していきます。

② 公共施設及び附帯設備等の計画的な修繕及び更新

町内に所在する各種公共施設を長く快適に利用するため、公共施設の適正な維持管理、老朽化に伴う修繕や補修改修、さらには公共施設の付帯設備や備品等の更新については、修繕及び更新等の基準づくりを進めながら、後年度への財政負担を考慮し計画的に行います。

③ 事務事業の点検と見直し

行政評価制度に基づく事業の見直しの考え方と同じく、町が取組む事務事業の実施にあたっては、必要性・費用対効果などを客観的に評価し、その結果に基づき、事業の継続・改善・廃止等の見直しを行い、事務事業の効率的・効果的な実施に努めます。

④ 自主財源の確保

町の安定した歳入確保を図るため、広報やホームページにおける有料広告やふるさと納税制度の活用などにより、自主財源確保の確保と新たな財源の創設を検討してい

きます。

⑤ 新たな収納システムの検討

税及び公金を納めやすい環境を整えるため、コンビニエンスストアで納付できるなどの新たな収納システムについて、費用対効果を含めて調査・研究を継続します。

あわせて、町税等徴収事務基本方針の見直しを行い、具体的な目標等を掲げた「町税等徴収事務計画（仮称）」や「滞納対策計画（仮称）」の策定を行います。

⑥ 予算編成システムの見直し

安平町の予算編成については、町総合計画実施計画に基づく事業及び財源調整を企画担当が行い、その後、企画担当が整理した指示に基づき予算要求された要求書に基づき財政担当が査定を行ってきましたが、平成 23 年 5 月に実施した機構改革により企画課と財政課が統合され企画財政課となったことから、「総合計画実施計画」、「事務事業評価」、「予算編成作業」を「一つの予算編成システム」として整理することによる、事務の効率化と予算査定作業の時間短縮を目指した抜本的な見直しを行います。

第4章 住民と行政の協働によるまちづくり

第2節 効率的・効果的な行財政のしくみづくり

2 広域行政の推進

現状と課題

- 広域連携や広域行政の組織については、「東胆振広域圏振興協議会」、「千歳・苫小牧地方拠点都市地域整備協議会」、「苫小牧圏広域都市計画協議会」などを中心に様々な広域的な取り組みを行ってきました。

また、近年では、地域の特産品から売れる商品の開発と、新たな観光ルートづくりなど、東胆振の魅力を発信するための「東胆振地域ブランド創造協議会」を設立し、広域的に事業に取り組んでいますが、行政界にとらわれない周辺地域での周遊観光をはじめ、交流人口の拡大や町の知名度向上といった観点から、一步進んだ形での広域観光を検討する必要があります。
- 国では、人口減少や少子高齢化、市町村合併による圏域内の市町村数の減少などから、広域市町村圏施策の考え方を改め、圏域全体の暮らしに必要な都市機能を有した中心市と、生活に必要な自然や生活機能を有している周辺町が相互に連携・協力し圏域全体の活性化を図ることを目的とした、新たな制度「定住自立圏構想」の考え方が示されました。
- ごみ処理やし尿処理、消防などの事務事業については、一部事務組合などの共同処理により事務事業の効率化を進めてきましたが、消防組織については、行政上の様々なスケールメリットを活かし、住民サービスの一層の向上を図るため、消防の組織の広域化を推進することとし、消防組織法の改正と消防の広域化に関する基本指針が示され、北海道が策定した「北海道消防広域化推進計画」において、道内を21の枠組みで広域化する考え方が示され、胆振東部消防組合は、苫小牧市と白老町との枠組みの中で広域化について検討会を設置し調査、検討をしてきました。

基本方針

■「広域連携による広域行政の推進」

- 各市町が役割分担し、人口定住のために必要となる都市と生活機能を確保するための広域連携を推進します。
- 周辺市町との交流を含めた広域的に実施する研修事業や北海道との人事交流や派遣により、地域振興に寄与する人材の育成を図ります。

施策の体系

■ 「広域行政の推進」

□ 広域連携による広域行政の推進

- ◆ 広域的な連携
- ◆ 広域行政組織の見直し
- ◆ 人的交流を重視した広域行政の推進

主要施策

(1) 広域連携による広域行政の推進

① 広域的な連携

国から示された定住自立圏については、東胆振1市4町において検討会を設置しその方向性を見出すため検討を行うこととし、当面は、東胆振広域市町村圏を基本に連携を図ります。

また、消防組織の広域化については、東胆振広域圏振興協議会で協議、検討し一旦協議を終えたところですが、将来的な消防・救急の観点からも広域化や連携について継続して調査検討をしていきます。

千歳・苫小牧地方拠点都市地域整備推進協議会をはじめとする広域の協議会等については、引き続き同じ枠組みの中で連携を図ります。

さらに、胆振総合振興局を中心に管内の活性化を図るため、管内の若手職員で検討を行っている、「パワーアップ・イブリ・プロジェクト」への参加を継続するとともに、都市部への観光物産PR事業や行政界にとらわれない広域観光ルートの形成に向けた取り組みをはじめ、新たな枠組みでの広域連携についても検討を行います。

② 広域行政組織の見直し

過疎地域等における地域振興を目的に設置し、これまで広域プロジェクトの策定や公共施設の相互利用、スポーツ交流事業等を行ってきた東胆振3町広域交流推進協議会については、平成24年3月をもって解散となりましたが、公共施設の相互利用等については継続して連携を行っていきます。

③ 人的交流を重視した広域行政の推進

これまで行っている、東胆振広域圏振興協議会の事業として行っている、市町職員の初任者研修を継続するとともに、北海道との人事交流を今後も継続し、町職員の資質の向上と地域主権に対応した人材の育成に努めます。

【注釈】

第1章

p 1. 低炭素社会：地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会のこと。化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などによって実現を目指す。

p 1. 東日本大震災：平成 23 年 3 月 11 日に三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の巨大地震である「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」と、それに伴って発生した津波及びその後の余震等により引き起こされた災害のこと。

p 1. 福島第 1 原子力発電所の事故：平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震によって、東京電力福島第 1 原子力発電所で発生した水素爆発などの一連の原子力事故のこと。

p 1. 再生可能エネルギー：自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーのこと。有限でいずれ枯渇する化石燃料などと違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負荷が少ない。

p 3. CCS：二酸化炭素の回収と貯留（Carbon dioxide Capture and Storage）の略称で、発電所や工場等の大規模排出源から分離・回収した二酸化炭素を地層に長期間貯留する技術のこと。二酸化炭素の排出削減効果が大きく、地球温暖化対策の重要な選択肢の 1 つとして世界的に期待されている。

p 4. グリーンダム構想：樹木（森林）により保水力を高め、「森林ダム」とする考え方。グリーンダムとは、従来型のダムすなわち直接土木構造物に水を溜めるという考え方から、緑 [=森林] によって水を貯えるという考え方に基づくもの。

計画地である安平川とその周辺の丘陵地は、市街地からやや離れているものの、ふるさとらしさが残る里山にある。本構想は、そうした地域環境を積極的に活かして、グリーンダムとしての森づくりや自然復元の間、或いは様々な交流や環境学習の間をめざして、長期にわたり取り組んでいく事業と位置づけるもの。さらに、安平川については、追分、早来両地区の共通資源であることから、合併による一つのシンボル事業として位置づけ、人々が交流し一体感をもちながら豊かなふるさと環境をつくる場にしていくという考え方による構想。

p 8. レアメタル：産出量が少ない金属のことで希少金属とも呼ばれる。経済産業省では、現在工業用需要があり、今後も需要があるものと、今後の技術革新に伴い新たな工業需要が予測されるものとして 31 種類の金属を指定している。

p 10. アスレチック遊具：自然の中で主に子どもが体を動かして使う遊具や器具のこと。

p 10. ドッグラン：犬が引き綱をつけないで自由に遊べ、思いっきり全力疾走できる、柵に囲まれた犬のための公園です。他人に迷惑かけることなく、犬同士が遊べます。飼い主同士の交流も楽しめ、しつけそのほかについての情報交換の場としても便利な施設。

p 11. バリアフリー：しょうがいのある方や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方。道や床に段差や仕切りをなくしたり、階段のかわりにゆるやかな坂道を作ったりして、移動しやすくしたりしたものがその例。

p 13. 緊急輸送道路とは、地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路をいい、第1次～第3次まで設定されている。

p 14. デマンド交通：従来の路線バスのように決まった路線を走るのではなく、利用者の要望に応じて戸口から目的地まで運行する有料のバスのこと。通常は複数の利用者を乗せるため、乗合型の利用形態となる。

p 18. G I S：地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。
(Geographic Information System)

p 18. コンテンツ：情報の内容のこと。放送やインターネット等で提供される映像・音声・文書などの情報の内容を指す。

p 18. あびらネット：町内における地域間情報格差解消のため「情報通信基盤整備事業」を実施し、従来インターネットにADSL等のブロードバンド（高速・大容量のデータ通信が実現するネットワークサービス）が利用できない地域へブロードバンドを提供できるように、一般家庭向けとして「無線LAN」、企業向けとして「光ファイバー」を利用した安平町営のインターネットサービスのこと。

p 20. 構造改革特区制度：地方公共団体等からの自主的な提案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設けることで、経済社会等の構造改革の推進及び地域の活性化を図る制度のこと。

p 22. 食育：様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること。

p 22. ブックスタート事業：赤ちゃんとその親と一緒に絵本などを読むことにより、親子関係や乳幼児教育に役立てようとする運動。

p 23. 国民健康づくり運動（健康日本 21）：2000 年に厚生労働省により始められた運動。早期発見、早期治療という二次予防でなく、疾病の発生を防ぐ一次予防に重点対策を置き、食生活・栄養、身体活動・運動、休養・心の健康づくり、たばこ、アルコール、歯の健康、糖尿病、循環器病、がんの九つの分野について、具体的な数値目標を設定し、目的達成のため、自己管理能力の向上、専門家等による支援と定期管理、保健所等による情報管理と普及啓発の推進の三つを柱とする対策を行っている。

p 23. 一次予防：健常者を対象に行う生活習慣病の発症予防。生活習慣病の危険因子を除去するとともに、積極的に健康増進を考慮すること。二次予防は早期発見や早期治療。三次予防は病気の治癒や合併症の予防など。

p 25. 80・20 運動：日本において展開されている歯科に関する運動で、満 80 歳で 20 本以上の歯を残そうとする運動のこと。

p 25. フッ化物洗口：フッ化物水溶液を用いてうがいをを行い、歯のエナメル質表面にフッ化物を作用させて、虫歯を予防する方法のこと。

p 28. ノーマライゼーション：高齢者・しょうがい者などは施設入所中心の施策展開がなされてきたが、健常者と共に生活していくことが正常な社会であるという考え方。

p 29. ユニバーサル・デザイン：健常者、しょうがい者等を含めて全ての人が利用しやすいように考慮された、製品、建物、環境などのデザインのこと。

p 30. 生涯学習：人が生涯にわたり学び・学習の活動を続けていくこと。日本においては、人々が自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じて自己に適した手段・方法を自ら選んで、生涯を通じて行なう学習だという定義が広く用いられている。

p 31. 成年後見制度：認知症や知的しょうがい、精神しょうがいなどの理由で判断能力が不十分な方々を保護し、支援する制度のこと。

p 38. AED：自動体外式除細動器（Automated External Defibrillator）の略で、小型の器械で、体外（裸の胸の上）に貼った電極のついたパッドから自動的に心臓の状態を判断し、必要に応じて強い電流を一瞬流して心臓にショックを与えることで、心臓の状態を正常に戻す機能を持っている。

p 39. 緊急地震速報：地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析

して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる警報のこと。

p 44. LED：発光ダイオード（Light Emitting Diode）を使用した照明器具のこと。

第2章

p 46. コントラクター：農業者の高齢化や担い手不足のもとで、労働時間の短縮や機械経費の削減等により、ゆとりある経営を実現するため、耕起や収穫等の農作業を請負う組織。

p 46. 地産地消：「地域生産地域消費」の略語で、地域で生産された農産物や水産物などをその地域で消費すること。

p 47. 北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区：食料生産基地としての北海道の優位性を最大限に活かし、生産から販売までの各分野からなる強固な価値連鎖を形成し、農水産業の強化を図り、国が目標として掲げる「食料自給率の向上」や「食品の輸出拡大」を図るため、各種取組みに必要な支援措置を受けることができる地域のこと。

p 47. 水源涵養機能：森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を一定にして洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能を持っていること。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。

p 52. グリーン・ツーリズム：農業体験施設などを利用して、緑豊かな農村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しみながら、ゆとりある休暇を過ごす滞在型の余暇活動。

p 54. 重厚長大型：重化学工業等からIT産業を除いた産業のことで、扱う製品が重く、厚く、長く、大きいことから、それらの頭文字を取った造語。

p 58. ポケットパーク：道路わきや街区内の空き地などわずかな土地を利用した小さな公園のこと。

p 60. リピーター：一度訪れた施設や店舗、公園などに何度も足を運ぶ人のことを指す和製英語。

p 61. クラスターステーション：英語で房を意味するクラスターを、ここでは安平町内の公共施設や観光施設、レストラン・公園などをぶどうの粒に見立て、町全体を観光地として機能させる考え方をいう。

p 62. プロモーションビデオ：宣伝や販売促進用に利用する映像のこと。

p 64. パッケージツアー：旅行会社が企画して行う運賃・宿泊費等一切込みの団体観光旅行。パックスツアーと同じ意味。

p 69. バイオマス資源：再生可能な生物由来の有機性資源で、化石燃料を除いた新たなエネルギー資源。間伐材や家畜糞尿などの農林水産物から廃棄物などが上げられる。

p 69. ハイブリッドカー：ガソリンエンジンと電気モーターを組み合わせ、燃料消費と大気汚染を低減させるシステムで走る自動車のこと。

p 74. U・I ターン：Uターンとは地方で生まれ育った人が都心で一度就職・定住した後に、再び自分の生まれ育った故郷に戻ってくること。

I ターンとは、生まれ育った故郷以外の地域に就職することを言います。主に都心で育った人が地方の企業に就職・定住する場合に使うことが多い。

第3章

p 81. 特別支援教育：しょうがいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

p 84. コミュニティスクール（学校運営協議会制度）：学校と保護者や地域の住民がともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのこと。

p 87. 外部コーチ：教職員以外の人材等がスポーツチームのコーチを担うもの。

p 88. 町民マスター制度：優れた技術や経験を持つ方を「町民マスター」として登録し、ボランティアで活躍してもらう制度。

p 91. 総合型地域スポーツクラブ：人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、（1）子どもから高齢者まで（多世代）、（2）様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、（3）初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。

第4章

p 95. スローカフェ：食材や人的な地域資源を活用し、地域内の住民同士や地域外からの来訪者との交流などができるカフェのこと。

p 100. 選挙公報：選挙に際して立候補した全ての候補者や政党の政見などを記載した文書で、公費で有権者に配布されるもののこと。

p 106. 電子申告：税の申告をインターネット上で行えるもの。利用には住民基本台帳カードやこれを読み取るカードリーダーなどが必要。